

五月三日の会通信

8

| | |
|-----------------------|----|
| 神戸。人事院第一回口頭審理。報告…………… | 2 |
| いくつかの問題提起(折原 浩)…………… | 15 |
| 神戸。人事院闘争・資料…………… | 27 |
| 徳島大医学部から…………… | 40 |

18、Ⅱ、1971

七月一九日から二三日まで、神戸大学講師(教養部)松下昇氏の「懲戒免職処分」にかんする人事院公平委員会の第一回口頭審理が、神戸市の歯科医師会館でひらかれ、請求者(松下氏)側からは請求者のほか、約三〇名の代理人がこれに参加しました。代理人は、神戸。岡山の学生。労働者、神戸。東京。新潟。京都。大阪。徳島。岡山。広島。福岡の大学教授から構成されていました。

この審理の代理人としての参加をみなさまに呼びかけたひとりとして、参加された方がた、参加はされなくてもさまざまなかたちで支援してくださいました。多くの方がたに、厚くお礼申し上げます。ともに、審理にいたるまでの準備の不備、「終了」後の報告の遅延について、お詫びいたします。

とくに準備の不備は、ぼくたちの多彩な思考と行動が、一条の強烈な白色光として結集して相手を照らしたす以前の段階、なお分離したままの段階にとどまりがちだったことの、ひとつの原因でもあったでしょう。このために参加者に、必要以上の疲労が生じてきてしまつたかと思えます。

参加することの責任のはたしかた——そのはたしかたの多様性が、△代理人▽内部のくいちがいの域を脱しえず、もともとはたしかた

いものの意識が、そこからあらためて増幅されてきている。そういう状態が、その疲労と重なっています。

いずれにしろぼくたちが、つぎの段階へむけての内部討論を必要としていることは確かでしょう。しかしこの報告は、遅れただけでなく、十分なかたちのものになっていません。審理の録音テープや「白夜通信」、「メタ」、「岡山救援通信」にすでに見られる総括によつて、欠を補つていただくよう、編集担当者は希望します。

また現在、徳島大学医学部助手、山本光代さんに対して、六九—七〇年の大学への批判行動を理由として「懲戒停職六カ月」の「処分」をおこなう、とする評議会の「審理説明書」が交付されています。この号にはとりあえずその「説明書」全文と、同大学の「山本さんを守る会」(連絡先、徳島市南常三島二の一、徳島大学工学部機械工学科、長谷川正治気付)のピラの一部を掲載します。

掲載すべきものはほかにも多いのですが(たとえば松下氏の闘争資料に限つても、裁判関係のもの、生協総代選挙関係のものなど)、紙数を考慮して次号にまわしました。お詫びし、了承をお願いいたします。

(O. N)

神戸人事院・第一回口頭審理・報告

1

七月一九日

冒頭松下氏から、二度にわけて人事院にだされた申入書五項目の確証とその実現を改めて要請。(前三項については、本「通信」七号二七頁。追加の二項目とは、B一〇九闘争に製造して、大学側より告訴、逮捕された学生上原君を代理人として出席可能にすること。教授会。評議会の「処分問題」審議に際しての、議事録とテープの公開。) それにたいし、公平委員長は、審理の進行に伴い、必要とみとめられれば、諸証人にたいする陳述の要求や資料の提出を求め、手続の場において公平であり、かつ公平な判断を下すために必要な資料を集めるのがこの審理の目的である」という、政治家なみの答弁に終始。

この審理は、昨年十一月一六日に松下氏から人事院に請求された。人事院からの「補正」の指示により、同年十二月二日改めて「処分に対する不服の理由」が出されている。(何れも本「通信」五号参照) その凡そ七ヶ月の時間をどのようにとらえるか。その間人事院では、今年四月一四日に漸くこの件に關する委員会が設置され、四月一九日、松下氏の「不服の理由」について大学側に答弁書提出

を要求。大学側からは六月一〇日「答弁書」提出(本「通信」七号二八頁) 注意すべきは、人事院からの提出期限が五月三一日までとあつたのにたいし、大学当局は、五月一〇日の段階で「提出延期」を申出ている。

「いつたいどのような理由で、しかも二〇日間を経過した時点で、そうした延期の申請がなされたのか」(折原代理人)

「松下氏の出された『不服の理由』の諸項目には、充分に理解できないところがありましたので……」(山田代理人) 学長の代理) あるいはそれが本心であつたかもしれない。つまり、処分者は、処分の理由そのものが自分たち自身充分理解できないままに処分を行つてゐるのだ。一齐に起る非難と怒りの声に狼狽する山田代理者へ、後方坐席より紙片が手渡される。

「さきほど申しましたのは、私の記憶の誤りで、当方から出しました延期申請書には、『……の諸会議のため関係職員の仕事のため』となつております」(山田)との説明に、審理場は一層紛糾。――大学側の処分理由からこの答弁書へつながる問題意識は、その諸文書に明らかである。後者についてみるのみでも、その事実歪曲の意図は明瞭なのだ。彼らがつねに口にする「事実の認定」がその歪曲そのものなのだ。(大学当局は、このタイプ印刷で僅か一頁の「答弁書作製」に、いつたいどのような手順をふんだのか、一紙に備する) 他方、処分をうけた松下氏は、みずからの生活の場はもとより、その主張する、表現の場まで奪われ、さらに、大学当局者の証言を経て官憲の手に自由を拘束されているのだ。

この、非人間性は、さらにみずからを顕在化させずにはおかない。曰く、「答弁延期申請は本件審理とは直接の関係がありません。遂

やかに実質審理に入られるよう求めます。」(仮代理人。弁護士) このなんとも形容のしようもない、権力へ密着の発想。しかし、私は、この憚れむべき愚かさを批判するよりは、次の引用をしよう。

「ここには、法律学の専門家が法学部長をも含めて三名もおられますのに、なお弁護士を代理人中に加えられた、処分者側の真意に大きな疑問を抱くものです。」(折原)

この指摘をうらざるように、無言のまま席についている二十数名の処分者側代理人。次々と順を争うように発言を求める請求者側との対比。これらを眼前にみることできた人々にとつては、この第一日目の僅かの事実(それこそ事実なのだ)をもつてしても、この△処分△の実態は明らかになつた筈だ。

学長の不在。上原君の出席要求。そして、関係諸議録の全面的公開の要求は、ここでその必然性が示しつくされてゐる。

大学とは、にも拘わらず、みずからの暗黒を白日のもとにさらしえない存在なのであるか。大学の教師とは、にも拘わらず、みずからの立場を堂々と表明しえないものなのであるか。もし、「……にも拘わらず」がやはり事実であるのなら、それこそは権力の支配そのものに他ならない。

(脇阪 豊)

2

七月二十日(第二日)

松下に専売特許のようなコトバとキゴウがある。「事実性」であり、「事実の重層構造」であり、それになお有名な△……△で……△。字面だけなら哲学者の専門家にはさしてこと新しいわけではない。

ははあん、松下はハイデガーを読んだか、フツサルを読んだか、いずれにせよそのあたりから拝借したにきまつてゐる、と。だが松下がそこにこめた思いいれは斬新で、だからこそ大学当局、そして今度は人事院公平委員会を攪乱し、戸惑わせ、醜態を演じさせる。だがまた松下はかわらの茶番劇を遠みに眺めてたのしもうとするでもない。かわらの了解不可能な領域を逍遙して優越の思いにひたろうとするでもない。むしろ逆だ。かれはコトバやキゴウをひつさげて、かれらが単なる処理手続の対象に矮小化してしまつてゐる事実、民事、刑事、人事というように無理矢理に鋳造してしまつたあの事実に対抗して、△事実△の豊饒さ、重層性を回復させようとする。かわらの論理では△事実△に立止ることが没却されてゐる。

△事実△の重層性、あるいは△事実性△をこの論理にぶつけることによつて、かれは大学当局、公平委員会の論理を立往生させると確信してゐる。その意味でかれは最も卓越した現象学者だ。だが学者以上だ。

松下は自分の思想が先に確然としており、行為やその生み出す事実が思想をなぞりつつ客観化するものだなどと思つてはいない。△事実△は予期しなかつた事態をひきおこす。△行為△や△事実△は思想の従属物でもなければ、その延長物でもない。△事実△とは思想によつてとりしきれないものだ。だから松下は自分とともに闘う者に行動の枠をはめたりしない。それが無意味であること、もつと正確に言えばそうすることによつて△行動△、△事実△の豊饒性をまで奪つてしまうことを知つてゐるからだ。ある意味で、だからたつた今までの思想では処理しきれないという点では、△事実△は公平委員会にとつても松下にとつても同じである。ちがうのは、

公平委員会は既成の処理の論理でこの「事実」を抹殺しようとするし、松下はこの「事実」の重層性に立止ろうとする。

思想によつて「事実」をとりしきれないことを認めるからといって、松下は行動のレセフェールを語るのではない。行動や事実はすでに行われたとしかえしのつかないものであることを、かれは知っている。だから一日目の処分者側主席代理人山田氏のように、前言をひるがえして謝るだけではすまされないとをかれは知っている。謝ることによつては、事実の「実質性」は消えることができないのだ。謝罪が効力をもつのは、ひとつの誤ちによつてはくつがえされることのない権力を有するものか、その軍門に降つたものかである。松下はいずれでもない。かれは「事実」に対して責任をもつのだ。どういうふうか。「事実」をかすめすぎるとはなく、「事実」への眼を離さないというふうか。

かれは「事実」を正当化しようとするのではない。「事実」は有無をいわずかれ、そして代理人たる三〇名のほくら前に存在するのだ。ほくらは、判断の正邪を含めてその「事実」を一切ひきうけるというのだ。処分者側の大学当局も、「公平」を同語反復的に礼讃する公平委員会も、正当化に没身をやつすかぎり、権力行使の暫定性を免れないのだ。それらのことも公平委員長足立氏の「審理打ち切り」という宣言を聞きつつ思つた。だが、それはあとにまわそう。

具体的に順を追つて語ることにしよう。相変らず処分者側の出席は二九名。ただし今日は前列と後列が入りかわり、教養部関係の教官が前列に配置されている。おそらく処分理由の説明のためにかれらが招き出されたのであろう。一〇時定刻に開会。

席に出頭しているのか、それを明らかにすることが第一である。請求者側の自己紹介はそのように進められた。大学側に直前告訴されて、審理会場出頭を「阻止」された上原君の代理人が登場した。かれは志、立場を明かにしつつ「上原」を現前させようとしてそう名のつたのである。だがもうひとりの「松下昇」が登場したとき、事態は一層ドラスティックに展開した。公平委員長には「……」の意味がわからない。かれはこの「松下昇」に改名を要求し、それがうけいられないとわかると退場を強要した。ただ皮肉にも、神戸大教養部に松下昇講師がふたりいるかと問われたとき、湯浅教養部長はこう答えた。「白日のもとに松下昇はひとりしかいない。だが影は存在する。」「松下昇」がひとつの实在以上の拡がりをもつことを、最当事務湯浅氏は肌で感じておられるのだろう。公平委員長はこの真理に眼をつむり、一時休憩を宣言しました。

午後は一時一〇分に再開した。公平委員長は松下事件を審理し、処理するために、もつといえは審理したという事実を上積みにして公平委員会の「公平性」の面目を保とうとする。だからかれらの「公平性」のなんたるかを問われるとき、かれは激怒する。昨日もそうであった。二日目になるともつとそうだ。かれは逡二無二「実質審議」に入らうとする。だが「実質審議」を担える公平委員会か否か、請求者側は五つの条件への確答を要求した。その確答はない。だが、多くの「松下昇」の追及の前に公平委員長は「必要に応じて」という遁辞的条件つきでも五条件を認めなければならぬ羽目になり、さらに「どういふ事態のとき必要だと認定するのか、その判断の基準を示せ」と追及される。かれの答弁は、意識的か理解不足か、「松下昇」たちのさまざまな質問追及に対して同じ回答をおおむがえ

昨日もそうだった。処分者側の山田主席代理人の横と後に、ひとりずつおおかえ弁護士が控えている。横に坐つてたちまわる弁護士は某はもつばら発言の要がないことを、また処分問題と直接関係ないことを、発言を要請されるたびに公安委員長におおむがえしする役であり、後の弁護士は、もつばら山田主席代理人の横をひつばつては、「しやべつてはいかん」とかれの善意的発言を未然に封じる役柄である。そのほかに現法学部長、前法学部長を含めて法学部関係三名の教授が審理に主席している。この布置、人選自体、大学当局が表現行為を封殺するためにみずから選んだものであり、松下処分の意図を透視させている。

昨日かれらは大学当局の名のもとで匿名性にかくれて策動していた。だからほくら請求者側は名前を名をすることを要求したのだ。昨日公平委員長はそれを拒否した。だが今朝になつて自己紹介を要請するのはこの審理会場において、「公平性」という名をかたる独裁者である。

だがそれも黙過しよう。とにかく「自己紹介」によつて、ほくらは大学処分者側の身分がわかつたのだから。だがそのときでもかれらはいかかわらず匿名のままだ。名をられた名の実質性はたちまち薄れ、あとにはただ虚ろに「大学当局」、「大学当局」と響いてくる。それも当然だ。ふたりの弁護士への弁護料はおそらく大学当局の公費から賄われているだろうし、大学教授連も近所の短大に控所を設営して、公務として出席しているのだから。だから「自己紹介」ではかれらはむしろそのことを公表すればよいのだ。「自己紹介」は名を名のだけが能でない。どういう立場でどういう志でこの

しする。

かれはまきらかにあせり、公平委員会の論理に審理会場をひきもどすための逆転だけを願つていたので。そのときメモがまわされ、傍聴席にパンを食べているものがあることにかれは気づいた。かれは飢えた狼のごとく、この機会を逃さなかつた。審理指揮にしたがわないというお題目で、一挙に「審理打ち切り」を宣言したのだ。この暴君ぶり。

それにくらべてパンを食べた少女の発言は真底感動的だった。「パンを食べた」といふ事実とその事実が生み出した「審理打ち切り」という意味との間には言語を絶する隔絶がある。私は事実を謝罪したくない。だがこの隔絶を一生かけても総括してゆきたい。」

打ち切り宣言は二時半だった。そのあとほくら三〇名以上の「松下」たちが公平委員会に打ち切りの非をひざづめ談判することによつて、漸く翌々日の審理再開をかちとつたのだ。

3

(金田 晋)

二十一日(第三日)

前日パンによる審理打ち切りになつたことから人事院闘争は別の局面に入りこんだ。パンはそれが出現した時点で予期されなかつたハプニング(偶然)だった。だが、公平性、事実性の問をめぐる公平委員処分者側との基本的な対決の帰結として「この公断審理はそのような本質的な問の追及の場ではない」と公平委員長が「宣言」したのと同時にパンが出現したのだ。自分が参加したこの公開審理の時空間が不可視であること、参加の「感觸」の不在、いや、自

分がこの地上に現存する、いが対象化されない、対象化の手がかりさえもつかめないという「沈黙」、これらの「らだち」をその発想の肉体的な直接性で「即物的」に無言表現したものである。この「現」。「パンをたべるといふ基本的な日常行為の正当性」、このようにない方がさわたりしたがこれではまったく意味がないし、馬鹿げたことになつてしまう。日常性とはパンもないことである。もつと重く「救い」がない。幸いこの三日目にパンを食べた本人（清水さん）によつて配られたビラのなかには次のように書いてあつた、「言葉強いられるという幻想的な被さ（人事院審理）の中で、私や多くの人もまだ、手ごたえの不確定さの故に沈黙せざるを得なかつた。その沈黙の苛立ちが、ヤジやパンを食べる行為へと表現を強いたのかも知れない。私の感じではパンの出現は公平委「処分者側との対決のはんの導入部の出来事であり時宜を得なかつたのである。真の矛盾が引き出されるに先立つたハブニング。それは「幼さ」「存在としての幼さ」の意味だが」からの短絡（一つの笑い）である。むろん、こういつただけでは審理の時空間の「感触」を肉体的暗い生存深部（大いなる笑い）でつかむわけにはいかない。端的にいつて人事院審理は「どうでもいい」のである。「どうでもよくない」のは人事院闘争が人事院審理とはまるで別な時間位相で私たちの生活過程そのものなかを進行する生活時間に深く根ざしてしまつて来ているというのだ。各参加者がどのような生活過程からここに参加して来ているかが自らに問われるだろう。人事院闘争の有無にかかわらず私たちがすでに参加させられてしまつて見えない不可視の共同性の参加構造（現体制の厚い支配の壁をすかして見えるテクノロジー—大衆の解放構造）こそ大事である。すべては自らへ向つて逆

釈明のなかで出された「処分説明書等の作成者はだれか」ということとの関連においてである。

三時ごろ、大きなスイカのカンパで休憩。討論再開にあつた再び松下氏よりこれまでの経過の総括を含め明日以後の予想をこめて教養部現場検証への誘いを含めた事実の重層性の問の討論提起があり特に不服の理由「答弁書」反論書におけるA・B・C各項目間の構造的把握を基軸とした事実の重層性対象化のための視角拡大の重要性が強調された。だが、これをきつかけとしてそれまであまり発言のなかつた学生諸君や若い参加者の間から人事院闘争に参加した自分の内的位置づけの問を中心とした発言が再び感觸不在のいらだたしさがさまざまにことばを通して現われ討論は拡散した。私が記したメモから若干引用しておこう。「おれと松下さんの違いと共感の横証を権力の前にさらけ出す（敵前分裂）ことでしかこの人事院闘争には係われない」（橋本君）、「人事院闘争は昨年の岡山のとくもそうだが教官の特権であり、ぼくらからみたら天国闘争だ。しかし、ここに含まれた幻想過程は共有しうるのではないか」（金本君）、「パンで消えていつたものの方が多と思うが、打ち切りになつたことはどうでもいいことだ。参加した各人の問題性はそれぞれ違う。松下氏の代理人ではなく、松下氏がそこでやろうとしていて、共有した状況の代理人であり、五年、一〇年の未来時間を射程におくのでなければ人事院闘争に係わつても意味がない。失語状況の自己検証の場としたい」（村尾君）、「幻想性の粉砕過程になるかもしれない、各人のつながりのないままにやるしかない」（今田君）、「六八―六九年の闘争を共有したものの出あいだ、松下さんを媒介とするしかない松下さんへのくやしき、自分を設定

流し渦巻いている。報復されるのはまず自分だ。こういった人事院闘争の位置づけは昨年八月の私たち岡山での人事院闘争の場合とまったく同じことである。

三日目は一二時頃神戸大学館ロビーに集合。私が到着したとき松下氏はすでに到着していた参加者たちとも静かに閑談していた。正一二時、公平委員長に電話、「その後の経過はどうですか」といふ松下氏の問い、かけに對して「明日午前一〇時、会場の準備をして待つてゐる。神戸大当局と完全に連絡がとれ次第追つてまた連絡する」という返事。

これは驚いた。公平委員長の思惑はどういうものか。しかし、このへんに關する私の感想は紙数の制限上省略する。

一時過ぎ、学館第三集會室に集合。参加者二〇数名。開けた窓から神戸の海の夏風がさわやかに吹き込んでくる。まず、松下氏よりパンによる打ち切り、その後の公平委相手の追及集會の総括を含め明日以後の予想のために一日、一八日両日の予集會の討論からの継続という形で事実性、あるいは、事実のもつ重層性の問を基軸テーマにしての討論提起があり、処分者、被処分者の双方から出されている膨大な資料、特に神大教養部広報第二二・二五号に即して処分者側の「表現性」を媒介に事実性「重層性」をどう捉えてゆくかの問。主として処分過程の曖昧さ、特に調査委員会の性格の不明朗さ、調査委員会の報告書に對しては賛成も反対もあるまいに「圧倒的多数の賛成を得て、教授会は調査委員会の報告書を承認した」（広報第二二号二九頁）などという、表現のみだれ「のなかに処分の真の発想また、時間経過を事実求明して多くのだが、これは一日目、二日目の審理において事実性追求の一つの軸であつた学長不在の求

しえないいらだち」（古川君）。

四時半過ぎ、教養部現場検証の「散歩」へ出発。歩いた道順はバリエード正門のあつた地点から△▽広場、教養部會議室、B一〇九教室、松下研究室、L1教室、化学教室。ロツクアウトされている松下研究室のドアやその周辺の落書きだけは消さずにそのまま「大事な物的証拠」として大学当局の手で保管されており「国（債権者）の使用。何人もみだりに使用してはならない」といつた仮処分決定の公示の紙（七一年四月八日、神大学長名）がさも意味ありげにはりつけてある。人間が生きる時空間を「無人に荒廢させている」のが園の使用である。

現場検証の「散歩」から帰つたところで七時頃公平委員長から「大学当局側から明日以降の審理に出席を承諾する旨回答があつた」といふ奇妙な内容の電話連絡があり、同時に「明日の審理はまず公平委員長より処分説明書に關する不明の点を処分者側に求釈明し、それについて請求人側からも求釈明を出してもらいたい」と申し入れてきた。

事実の重層性の問に關してはその問題提起者である松下氏の「対象化されていない無名の発想」をめぐつて討論が十分に展開したのではないが、というよりは、その問として置かれた無数の問題への不可視の方向性、無形の波紋が広がろうとする遠い音といつたものが大事だ。松下氏を媒介軸として互いの異質な生活時間を生きるものたちの内部から私たちがすでに置かれ参加させられてしまつた共有の状況へ「参加してゆく」ためにこそ各人の異質な生活時間が交錯するそんな「他人の媒介性」をこそ自らの問としたい。私は「松下さんを媒介とするくやしき」（古川君の青春時間の疎いとして

分からねぬのではないが)どころか、松下氏の媒介性も含めて他人の媒介性をこそ共同性構築のための真にリアルな地上の人間拠点として開きたいのだ。重層性は無数の媒介の総括であるだろうし、刑事―民事―人事の重層性を越えて人間の共同生存のリアルな諸根拠を包括しているものとしてこそ個々の現象以上にリアルである。岡山における昨年の人事院闘争のときと同じく、ここでもまた松下支援という発想は状況それ自身の間の重みとして始めから粉碎されている。なぜ代理人なのか?という問も各人が松下氏を自分とは別の異質な生活時間を生きる他人として他人の媒介性―一般の間として自らの生活時間のうちの生活内在的な共同性の根源視点から見ずえているならばたいした問題とはなり得ない。

権力闘争こそなにおいても第一善だと考える「革命幻想」(既成の市民的ブルジョア階級理論)こそ真底から粉碎されよ。どんな理論にも汲みつくせない生きられた生活時間のなにもものによつても決して捨棄されることのない総和そのものにおいて他人へつながらないもの、つながらうと欲望しないものを信用することはできない。生活過程そのもののなかに不可避的にやつて来る矛盾(「悪」のさなかでこそ、そこで生きられた情念の度合に依りて私たちがはたしかに互いに異質な別の生活時間を生きる他人である自分たちを非情(リアル)にも発見してこの狂気。沈黙。孤立の第一歩から出発する。権力闘争からもつともかけ離れた地平からの同時的出立(松下氏の文章でもある)、ここに松下昇という一人の生き身の人間が私たちと同じように状況の不可視の共有領域で「孤立」のままに見え隠れしている。しかも、「孤立」さえも人間の根源的共同存在の共有の前提なしには起こりえない。

解散した。

(萩原 勝)

第四日

第二日目の公平委員長の一方的中断の後、一日の(休憩)をほきんで審理が再開されることになった。

午前一〇時の審理開始前に行つた請求者側代理人の討論で、松下氏は「上原君や学長が出席しない限り審理会場に出席しない。」又、「今までいつも私が最初に発言したり、行動して来た意味をもう一度考えなおして、気楽になりたい。」と今日の取り組みを明らかにした。この松下氏の発言に、第二日目の公平委員長の一方的中断と今日の再開に対する松下氏の気持が表われているといえよう。その後、討論中に人事院が打合わせをしたいと申し入れて来て、三名の代理人が打合わせに参加した。

その三名の報告では、まず公平委員長は松下氏が打合せに来ない理由を代理人にたずね、松下氏でないと話ができないと言出した。大学側はこの公平委員長の態度に乗じて「これでは話にならない、つきあいきわん」といい残して退席した。公平委員長は「大学側が

私たちはいま支援とか救援ということとはまったく別の生存の間位相にいます。互いに他人であることの相互媒介性において人間の共同生存の透視しがたい濃密さ(「救い」のなさ)の方へ互いに浸透してゆくそんな各人の自分への接近のし方をこそたずねたい。普遍を媒介とするのではなく、(普遍を媒介とする発想は支配権力の発想だ)互いに他人であることから、自己証言さえも成立しえない個の「宿命」から始める以外に自分の突破口もまたなくなつてしまつたようにエゴ(欲望)が位置づけさせられてしまつた私たちの状況のエゴ根源性(「自己粉碎」の相互媒介性にこそすでに共有された大きな無名のエゴ(共同性)が私たち自身の内部で拡大してゆく、そんな「参加」の生活時間構造を知りたい。

私たちのあいだの互いの「呼びかけ」と「応答」とを真に交又させる無数の他人回転軸―他人の媒介性がつくり出す求心力と遠心力の相互作用のものととして人事院闘争もまた不可視の深部(濃密さ)へ向かつて一かたまりの熱となつて集中しつとこまでも拡散して冷却し温度と形を失う。

この日、討論は事実の重層性という巨大なテーマをめぐつて確かな形をとらないままに散乱した。翌日の具体的な対策が戦術討議されたのではない。「審理再開」のことはまるでどうでもいいような具合だつたという気がする。そこで出された学問論、大学論、法律論、闘争形態の多様性などの問題も断片的なままでもかみ合わずすべしに無方に散乱してしまつたままであつた。だが、こういった散乱のなかに松下氏によつて何度も何度も繰りかえし提起された事実の重層性というテーマの発想のなかに広がる彼の無形の生活情念もまた象徴される。宿舎の門限の時間的制約から八時過ぎ三日目は「まづ

いないから、何か都合があるのなら大学側のいない今言つて欲しい」といかにも請求者に理解のあるような態度を見せた。結局、公平委員長は「再論に当つて確認した二条件(注)を再度確認したので松下氏に聞いて来て欲しい。」と言つて打合せを中断した。

この報告に対して請求者側で討議をした結果、言葉の意味は別として二条件は確認し、他に条件があれば再度討議することに再度交渉に代理人が出かけた。

公平委員会が会議中のため、しばらく待たされてから再交渉が始まり、公平委員長は「第二日目の審理打ち切りの中止としてではなく、新しく審理を始めるということで二条件を守るなら始める」と発言して、あくまでも一方的審理打ち切りを請求者側が認めることを要求した。おまけに大学側は公平委員長に「二条件を審理再開冒頭に確認し、請求者側が公平委員長の指揮に従わない場合はしかるべき処置をとるよう」と発言して、暗に審理を再度打ち切るように要求した。

このような経過で午後からやつと審理が再開された。公平委員長は冒頭、松下氏が出席していないので単なる手続きの(公平)を守するために書記官に松下氏が出席する意志があるか否かを問いに行かせた。その結果、松下氏が出席する意志がないのを知ると、別にその自体は問題にしないで、「請求者代理人が出席していれば審理は成立します」と言つて審理を開始した。公平委員長は大学側の要求通り、まず二条件を確認し、実質審理に入ることを宣した。しかし請求者側代理人は「松下氏は控室でいつでも出席できるように待っているが、上原君及び学長は同じ状態なのか」と質問したが、大学側弁護士は「再開条件に反する」と反論し、公平委員長は「それは

主張段階でして欲しい」と一方的なルールに従うことのみを要求した。この問題で対立が続き、いきまゝ余った大学側弁護士が公平委員長の許可なしに発言し、その事を請求者側が追求すると、大学側の顔色が悪いと見てとつた公平委員長は休憩にもちこんで大学側を救つた。

休憩後、公平委員長は「処分過程の審理に入る」と言つて、休憩前の問題を無視して大学側に説明を求めた。大学側は「松下処分は教養部教授会の決定をうけて評議会が決定した。くわしい資料は必要な時に提出する」と言つたが、その資料には神戸大学教養部広報すら含まれてはいない。つまり、松下氏の処分は途中で他大学から疑問をもつて神戸大学に抗議をした人々には、わざわざ神戸大学教養部広報を送つて処分の正当性を主張しておきながら、いざ公平審理になると「教養部広報は資料ではない」といひのがれるのである。また、松下氏の処分に際して作られた「調査委員会」なるものが、果していかなる人間で構成され、どういう事柄をどのようにして調査し、それらをどのように判断したかについては秘密にすまま処分を決定し、審理においても必要があれば明らかにするとして大学側は答弁をこまかした。このように公平委員長の予定通り実質審理に入つてしまい、松下氏の不在、学長の不在、上原君の不在など実質審理に入る以前に解決されなければならぬ問題に対する追求が弱まつた事について、請求者側代理人の間にこのまま進んで良いのかという疑問が生じて来た。

二回目の休憩に入り請求者側控室ではこの疑問が討議され結論の出ないまま休憩が終ろうとしていた。この時大学側控室では一つの事件が起つており、このために大学側は休憩の延長を要求した。つ

第四日(補足) 再開に先だち、公平委員長(以下「公」)は、審理指揮に従うこと、事実審理にすぐはいること、の確約をもとめてくる。このため審理再開は午後まで延びる。松下氏はこの日、控室にいて会場には出なかつた。公および大学の、審理にのぞむ姿勢への、抗議の表現。代理人各自への問いかけも、そこにはふくまれていよう。再開した審理では、出席した代理人たちによる相即不離の二つの追求方向——ひとつは、教授会審議も議決も調査主体もあいまいな処分過程の具体的追究、もうひとつは、この審理の席上そのものに再現されている処分者の論理構造。存在構造の批判——が、交互に進行した。以下、メモから抜きがきしておく。

公 処分者(以下「処」)から、各弁書への補足があれば、補足を。

処(山田) まりません。

古川 処は、松下氏が退席していることの重みを考え、自分がそこに坐つている理由を明らかにしろ。

処(依) 公の指揮に従え。

公 指押もないうちからそんな発言は不当だ。

古川 古川氏の発言は「主張」の機会にしてほしい。

処(依) 公の弁護士は何を「弁護」しようとしているのか。「ツキアイできている」やつ(弁護士)がここに居ることは、許せないことだ。

処(依) いまの発言は本案と関係がない。

まり、それまで請求者代理人であつたI君が、「私は神戸大学の学生であり、今の状況で神戸大学の学生であることは松下氏を処分した者になる」として処分者II大学の控室に入ったのである。大学側は彼の言う「処分の意味」が判るわけもなく、最初は肉体的に彼を追い出そうとし、それが不可能と見るや次は公平委員長に追い出しをたのみ、それも不可能と知るや、次は知らん顔をしてしまったそうである。

四時半頃に審理が再開され、まいかわらず処分過程の説明が続けられた。その時請求者代理人のS氏が「私は神戸大学教養部の助手で松下氏の処分過程を良く知つており、それを話したいが、話した場合に教授会の秘密をもらしたことで処分されないか」とたずねたのに対し、公平委員長は「公務上の秘密をもらせばたしかに公務員法にふれるから、それに注意し、覚悟の上で発言して欲しい。もう少し法律を調べて見ます。」と答えるのみで、S氏の質問を理解できずに第四日目の審理を終了した。このS氏の質問は単なる法解釈の問題ではなくて、公平委員会の公平性、つまり公平委員会の存在自体の問題であるのに、そのことに公平委員長は気付かなかつたようである。

審理終了後の総括討論で、実質審理に入つてしまつた問題、松下氏不在の問題などをめぐつて論議が続き結論の出ないまま、八松下昇V審理から入る。V審理に交つた公平審理はいよいよあと一日を残すことになつた。(滝本)

(注) 公平審理再開の為の条件として公平委員会の出したもので、①ルールを守る、②実質審理をする、の二つである。

処(大竹) 右に同じ。

橋本 当局のアドコウダという態度は、過去も現在も同一だ。この現在を問うこと、これがまさに本案の審議になる。

小川 広報二五号三九ページに、大学は審理にのぞむ態度を随々しく書いてある。それとこの場での態度との矛盾——そこから、古川、橋本代理人の発言も出てくる。

公 それは「主張」だ。

中岡 古川代理人の訴えが処につうぜず、処はただ審理をすすめるという。公は「事実」にはいわというが、この断絶がまさに神戸大学にある事実なのだ。このことを事実として感覚する能力が公にあるか。この断絶を事実として感覚して真摯に行動した人間が処分されたのだ。

公 処分の具体的な手続きを。

処(山田) 慣行として所属教授会の議を尊重して、評議会が決定する。

処(湯浅) 四五・三。一八と三。二五のC教授会で、松下講師問題調査委が発足。事実調査をすることを教授会決定。四。一五に委の報告を受け、C教授会規定第六条にもとづき懲戒処分決定。

公 一六学長具申。

公 調査委の構成は?

処(湯浅) 委員選任は私に委嘱された。人数も人名も、ある時期まで公表しない、と教授会決定されている。

浅野 この場でも人名、構成をいえない。ここに神大当局の陰謀さが現われている。公は公表を要請せよ。

処(湯浅) 脅迫状や脅迫的なラクガキがあつたからだ。
脇阪 調査委の調査の目的は何だつたか。

処(湯浅) 事実調査だ。
脇阪 広報によると、授業時間割編成のための判断根拠となる資料をおつめる、となつてゐる。その通りか。

折原 まわせて、広報に誤りがあるかないか、明らかにせよ。

処(加納) 神大広報は必ず資料として提出するが、C広報は出さない。C広報は評議会審議の材料でなかつたから。

讀岐田 C広報はしかし、民事裁判には疎明資料として提出されてゐるではないか。——うかがいたい、私が教授会の議事内容をここで公表するばあい、私は処分対象になるのか。

池田 C広報の重要性。四五年九月の湯浅の、各大学教員への手紙は、広報をもつて処分を正当づけようとしてゐる。

脇阪 C広報二二号二八ページ以下では、調査委は時間割編成のためのものである。その調査結果が、ところが四・一五には即日、処分問題に流用されてゐる。

処(湯浅) 広報二二号は八・八発行で、評議会審議の資料にならなかつた。

処(大竹) 評議会はCとは独立に調査した。

野村彰 C調査委が現在の問題なのだ。

処(板) 手続上、調査委のあるなしは関係ない。

脇阪 C教授会の審議。決定めきで、評議会が問題をとりあげるこ
とがあるか。

公 法律的にはありうるが。

脇阪 慣行からしてありえない。

小川 調査委は、処分のためであれば、発足を教授会決定できなかつたのではないか。

処(湯浅) 調査委の発端はたしかに時間割問題だつた。途中で、がぜん、変つた。

公 休憩する。

.....

讀岐田 先程の私の質問への答えを。
公 国公法で職務上の秘密は洩らせぬことになつてゐる。強いて発言禁止もできないが。

讀岐田 私が教授会の審議過程を語ると罰則にひつかかる、というのでは、私の発言は封じられてしまふ。湯浅氏は教授会で知りえた事実を語つても罰せられない。これでは差別ではないか。私は、調査委の結成過程のメモを出したいのだが。

公 機密にかかわる、かからぬは、当該所属機関の長がきめる。
讀岐田 学長ではないか。それが処分者席にいて、公正な審議ができるのか。

小川 必要あれば教授会の録音テープをとりよせる、と公はいつていた。録音テープを公開せよ。

.....

第五日 請求者側控室に、朝、つぎの二枚の紙片がおかれていた。

別紙を応用できると考える(請求者)は、私や公平委員会や

処分者を含む審理会場で討議の対象にして下さい。

△私は、これから、第六日の審理会場へ出かけます。

一九七一・七・二三

.....御中

松下 昇

公開審理第五日は
全ての代理人を一時的に解任します。

一九七一・七・二三

人事院公平委員会御中

松下 昇

この紙片は文字どおり、代理人たちにとつてはひとつの応用問題となつた。一時間はどおかれて始まつた、「審理」のしめしつぎの展開は、よかれあしかれ、発言者たちによつて即興によつて見いだされていつた、そのひとつの解法である。

坂本 請求者です。求釈明を行ないます。

公 公による求釈明のあとでして下さい。

坂本 私が請求者だと執拗にいうのは、何ものかによつて本審理を強いられているからだ。処は現在の存在についての求釈明がなさ

れると沈黙する、ということが初日来、いや岡山来、ある。また公はすでに岡山で、求釈明は文書で行なえ、と逃げた上、私の求釈明一八五項目を勝手に九項目に切り縮めて、公平性の破産を露

呈した。処と公の事実性。公平性。存在性について現在の追究しつづ、求釈明を行なう。

公 だからそれはあとで。

坂本 求釈明。公にたいしても求釈明だ。

公 手続きの段階が違う。

坂本 事実という言葉にたいしての公の解釈への求釈明。本案の事実審理にはいる、という公の存在そのものへの求釈明。(傍聴席

最前列へ移動、沈黙)

公 傍聴席からの発言は許しませんから。.....こちらへ来て発言し

て下さい。

坂本 黙否します。(沈黙)

公 では発言許可をとりけす。

.....

公 坂本代理人、ちつと手をあげておられるが、何か発言があるのですか。.....傍聴席からでも許可します。.....手をあげたのは、

発言したいという意志表示では、なかつたのですか。.....委員会

としても合議するので、休憩。

ヤジ 発言中だぞ!

.....

.....

野村彰 午前中坂本氏から処。公への求釈明があつた。が、それは

わいわれ代理人にも向けられていた。だから私もここで意見を述

べたい。求釈明は沈黙だつた。それは松下氏の闘争の意味をよく

表出していた。私は、私が松下氏の代理人でありうるか、という

問いの重荷に耐えきれない。私は代理人として破産した。傍聴席

へ移るが、そのまえに、沈黙の求釈明の意味を解せぬ者は今回の

審理に加わる資格がない、という意味で、処も公も私と一緒に傍聴席へ移つてほしい。たまたま職業として弁護士だとか教授だとか人事院職員だとかだ、ということでは、この審理を行なう資格はない。(傍聴席へ移る)

山本 医学部でおこつた事実について、釈明をもとめる。

公 求釈明はこちらです。

山本 読みます。項目二。お憶えでございましょう、その日のことを。(読む)「陶医学部長事務取扱に対する大衆団交強要、医学部教授会流会およびそれに続く医学部長室占拠に關する行為……」

公 それはこの事象のなかのどわか。

山本 評議会が送つてきたものだから、評議会は知つていよう。う。

処(山田) 神大医学部に陶医学部長というひとはいない。

山本 徳島大医学部におこつた事件について申しあげています。徳

島大と神戸大で起つたこととどう違いがあるか。教授たちの顔はそつくりだ。こんにち教授であることの恥ずかしさ、を知らない。あなたたちは交換可能だ。

公 発言を禁止。神大と徳大の処分者は別だ。

山本 同じだ。

公 発言をやめて下さい。

讀岐田 松下さんからのものかと思う紙片がまいこんできているが。

公 渡して下さい。

讀岐田 ここに落ちてます。

公 私からみると松下氏の筆跡で……

ヤジ どうしてわかる!

公 あなたがたはもう代理人ではないわけだから……(請求者側の発言につづく。紙片は讀岐田氏の手許に戻る。山本さんは、あらかじめ先程の審査説明書の朗読を続ける。その声のなかを、公。処は急ぎ退場。一時四五分。)

(野村 修)

いくつかの問題提起

——卒直な内部討論にもとずいて

頽廢をのりこえるために——

今回の神戸。人事院口審闘争の総括をめぐる内部討論に向けて、わたくしの疑問を卒直に提出し、あわせて、期待される批判。反論の素材として、わたくし自身の見解を述べたい。時間的制約から、発言内容の録音テープによるチェック、全体の論理的構成などを省略せざるをえず、任意に選択した論点にかなする断片的問題提起の域を出ていないことを、あらかじめおことわりし、おわび(とくに公開審理に参加されず、全体の流れをご存知でない方々にたいして)しておく。

1

おそらく別のところでも触れられると思うが、第二日(二〇日)の自己紹介のさい、「松下昇」ないし「八松下昇」と名のつた代理人がいた。その方々に、その根拠を内容的・具体的にうかがいたい。

というのは、①わたくし自身は、〃松下昇氏はわたくしではなく、わたくしは松下昇氏ではない〃という、あたりまえだが基本的な事実を出発点として、今回の口審闘争におけるわたくし自身の課題を

設定し、責任をとらうとしてきており、そのようなわたくしからすれば、八松下昇〃とか八共同性〃とかの無規定の言葉ないし記号によつてこの關係を曖昧にするような発想は、きわめて無責任であると思う。それに、②六八一六九年学園闘争は、いつ、どこにおいても固有名詞をもつて語れる主体の形成をこそめざしたのではなかったのか。

2

では、わたくし自身の課題と責任をどうとらえていたのか、という

まず、一般に、請求者自身と代理人とは、法律的には同格であるとしても、実質的にはけつしてそうではないと思う(もちろん個別の口審闘争にかぎつて)。かりに代理人が、別の拠点で問質の闘いを進めてきているとしても、その具体的脈絡は異つており、そこに生ずる意識の落差は、どんなに共闘の機会をもち、情報を交換し、資料を熟読しても、のりこえられるものではない。たとえは、口審闘争にこめる信念の密度、敵方との具体的な対決のさなかに、ひとつの決定的な個別的。具体的事実を叱咤に思い起して論理的に構成できるかどうか、などの具体的な諸点について、〃自分が請求者自身と同格でありうるか〃と問うてみるがよい。ましてや、松下昇氏の闘いは、きわめてユニークかつ深遠であり、平凡なわたくしなどには、卒直にいつて、理解不可能ないし、半わかり〃とも呼ぶべき部分の方が多いためである。問題を具体的につきつめて考えず、(と)いうことは、自分の拠点でも、具体的に闘つてはいないということだが)、八共同性〃などという曖昧模糊たる気分や言葉に酔つてい

る人間だけが、人間の実存をひき裂いている深淵に眼を蔽つて、「自分は松下昇ないし八松下昇」などと軽々しく口にする事ができるのではないか。それとも、知的・感情移入的……要するに経験的な理解をこえる存在論的・共同性Vが考えられているのか。

とまわ、わたくし自身は、現実に具体的に確認できる松下昇氏との距離を出発点において、自分の代理人としてのかわり方を考えていた。その内容の第一は、今回の口審闘争が、あくまでも松下請求者自身の闘いの場であること——松下氏が、人事院を媒介として（昨年岡山の紛争から、人事院あるいはその公開口頭審理というものがどういふものであるかを承知の上で、自発的にその場を選択して）、はじめて公開の場で、処分者・神大当局と徹底的に対決される闘いであること——したがって代理人としてのわたくしの役割は、その場を、松下氏自身が徹底的に対決しやすいように、現実の制約（たとえば公平委員長が間に立ちだかつてくること）を最大限除去してゆく補助的・側面的役割であること。内容の第二は、そのようにして創出される場で、今度はわたくし自身も、大学闘争（広く教育闘争）を闘つていゝひとりの主体として、単位認定権・成績評価権などの諸権限による「教える者と教えられる者との二元論的固定化」を主軸とする近代公教育体制（ブルジョア階級私教育体制）の秩序の論理・精神構造を、これにたいする闘いへの弾圧（処分）を逆手にとつて、具体的にまきらかにし、具体的に突破口を探ること。（そのばあいにもわたくしは、代理人としての自己限定に徹し、岡山のばあいにも神戸のばあいにも、追及の視点と主張内容をあらかじめ内部討論にかけて、請求者自身の了解をえてから、公闘審理の場にもち出すべく努めた。）

らずしも自明のことではなかつたようである。この点は、今後の人事院闘争にとつて重要な問題だと思つたので、異見をもたれていた方には、それを具体的に提起していただいで討論し、きちんと総括しておきたい。

なぞ、わたくしの印象では、わたくしたちの主観的意図や情念から独立した現実の客観的構造の分析と彼我の力量の冷静な秤量を欠き、なにかたまたま人事院公平委員会が眼前にあらわれたかのように対応し、その職権主義（これは、昨年の岡山の経験から周知のことであり、したがつてこれへの対応策は、当然各代理人が事前に考えていなければならなかつたはずである）にすつかりいらだつてしまひ、公平委との対決を全面化する本末転倒に陥り、みずから自滅への道を敷いた代理人や傍聴人——主観主義的・没構造の・場当りの・感覚的・情動的・独善的……要するに怠惰で無責任な代理人や傍聴人——がかなりいた。これ——しかも、そういうことが、いかに満足気におこなわれ、さらに神秘化されたりすること——は、きわめて深刻な事態であり、そこには全共闘運動の類聚が集約的にあらわれているように思う。そこでわたくしは、遺憾なことながら、「退行性情動ラディカリズム」とも呼ぶべきその精神構造を切開し、その成因と克服の方途を探ることを、以下における本稿の一つの課題に据えなければならぬ。

3

さて、この個別・具体的な闘いにおいて、人事院公平委が主敵ではなく、副次的な対決相手にすぎないということは、公平委員長の審理指揮に盲従し、それとの正面对決を回避するというものではけ

わたくしが、今回の口審闘争という個別・具体的な闘いにおいてみずからに課した課題とは、以上の二つであつた。そしてそこにおけるわたくしの責任とは、一方では松下氏自身にたいする責任と、他方では、わたくしが「松下闘争資金」、「教官相互援助基金」への参加を呼びかけた方々（会場に結集できなかった方々を含めて）にたいして、それぞれの拠点における闘いに有意義な闘争資料を提供する責任とを自覚しつつ、この二つの課題を、わたくしとして最高度に合理的に——厳密にいえは、主観的には目的合理的（目的意識的）に、客観的には整合合理的に（現実の諸与件を目的手段系列に的確に織り込んで）、最大限達成してゆくことであつた。

*

ここで注意していただきたいことは、わたくしにとつて、この個別・具体的な闘いにおける主要な対決相手は、あくまでも処分者・神大当局であつて、人事院公平委員会は、その媒介としてこちらからひき出したものであり、したがつてそれは、主敵との対決に介入し、立ちだかつてくるかぎり、副次的な対決相手をなすにすぎないという関係である。もしそうでないとしたら、そもそもわたくしは、なにゆえ、自発的に人事院に提訴し、公平委員会をわれわれのまえに引き出したのであろうか。もしも人事院が主敵であるとすんなら、その場合にはその場合で、数ある国家権力機構のなかからなにゆえ、特殊人事院を選び出すのかということが問いかえされ、はじめから闘争が組み立てなおされていなければならなかつたであろう。

このような位置づけは、わたくしにとつては自明の前提にひとしいことであつた。ところが、じつさいには、この位置づけは、かなつてない。むしろ、介入・妨害の除去というように目標を絞ることによつて、そのかぎり、より有効な正面对決ができるようになるのである（ちなみにわたくしは、そのうえで、なぞ、この公闘審理を粉碎しなければならぬ状況も生じうると予想していた。しかしそのばあいには、こちらの予期をこえる相手方の審理打ち切りなどというみじめな受動的形態ではなく、十分な内部討論と意思一致にものとづく目的意識的な一斉退場という主体的・能動的形態を選ばなければならぬ。粉碎そのものは、いつでも簡単にできることなのだ）。

わたくしは、処分過程や処分理由をめぐる処分者側との対決に入るまえに、まず公平委員長と正面对決し、かれをして間に立ちだかれないように追い込んでおかなければならぬと考えた。これは、岡山において、金井八郎の、形式論理的には見事な審理指揮に押しまくられた（と、わたくしは総括せざるをえない。ついでながら、岡山の録音テープを再生し、もつと自己にきびしい総括を出していなければならなかつたと思う。人事院側には、とりわけ擬ハト派的タカ派足立忠三を当ててきた点からもあきらかなように、周到な準備のあとがうかがえる）経験をもつた人誰しもの念頭に浮んだことだつたにちがいない。そこでどうするか。

わたくしは、こう考えた。岡山において金井八郎は、たとえば「大学総体を拒否する」という請求者側の主張にたいして、「そういう抽象的・哲学的な言い方では、わたくしにはわかりません。わたしにわかるように説明して下さい（そうでなければ受けつけません）」という論法で、いつさいを切つてきた。（これはあきらかに、職権に居直つた不当な態度だが、しかしそれを「不当だ」、「不当だ」

と何万べん叫んでも、テーブルを叩いても、弥次つても、にわかにはどうにもならないことはいうまでもない。これにたいして、請求者側は、具体的事実の迫力と平明な論理の拘束力に依拠して、自己の主張を積極的に展開し、右の攻撃を押しもどし、大学側との対決に有利な局面を切開くということが、十分にはできなかった（この事実認識およびつぎの評価について、どうか異論と批判を提起していただきたい）。そしてわたくしは、この事実を、たんに対公平委員関係にとどまらず、人民大衆へのアツピールや問題提起においても、大学闘争の隠語的・密教的風土をのりこえられないわたくし自身、主体的脆弱性として——「相手の土俵にのめりこむな」という一見ラディカルなスローガン（しかし、ではいつたい、このブルジョア社会のどこに、「相手の土俵」でない「真空地帯」があるのか）のもとに、この脆弱性の凝視・対自化を回避する自己欺瞞とあわせて——否定的に総括した。

さて、人事院は今度も同一の「切捨て論法」をとつてくるだろうと予想したわたくしは、右の総括のうえに、千葉県の人事委口審問争の教訓にも学んで、具体的な対策を考えていた。そして今度は、「人事院の『公平性』の基準如何」というような一般的な問題提起にとどまらず、公平委としても承認せざるをえない具体的事実をつきつけて、形式的公平性の実質的不公平性を暴露し、それだけでなく、その承認を追って追い込む、という戦術を立てた。内容的には、一八日の予備討論のさい、松下氏自身の了承をえ、第一日の後半、委員長が「五項目要求」にかんする討論を打切つて「実質審理」に入ろうとした直前、「迅速な審理への協力要請」という冒頭の発言を逆手にとつてつき出し、展開した、八ヶ月間の審理の遅

れとその責任を追究するという、あの方針であつた。

この方針は、公平委員長の遺憾表明、処分者側山田代理者の前言撤回とその謝罪のほか、八ヶ月の遅れという事実以外には手持のデータがなかつたにもかかわらず、答弁書の延長申請問題を引き出したという点で、一定程度の成果を収めたと思う。松下氏も、「人事院にたいする一定程度有効なパンチ」と評価しておられた。わたくしは、この事実から、たとえば教養部の調査委員会の問題など手持のデータがかなりある処分過程・処分理由をめぐると対決（公平委からみれば「実質審理」）においては、むしろ処分者側も準備を重ねてきているであろうが、その点を考慮に入れても、もつと押せるのではないかと考えた。しかし、けつして甘い見通しを立てていたわけではない。

わたくしは、大方の印象とは異なり、足立忠三を、金井八郎にくらべてハト派であるとは考えなかつた。なるほど、金井にくらべて当りはやわらかい。しかし、金井が、大学問題にいわば「のつてき」たり、弥次や失笑に厭悪をあらわしたり、官僚的な衣のすそからかれの人間をのぞかせていたのにたいして、足立は、こちらの質問を要約したうえ、本人の言葉を借りれば「辛穽強く」、形式的にはよく答えてきた。しかしその中身はといえば、ことごとく、官僚的な枠を一步もこえてはいなかつた。わたくしが、「擬ハト派のタカ派」と称した所以である。

そこでわたくしは、足立が第二日には、「五項目要求」と「延長申請」問題にかんする質疑応答を打切つてくることと予想し、一九日夜の総括討論のさい、第二日の方針として、「五項目要求」問題で押

しとおすのか、それとも、たとえば、戸田学長を証人として喚問できるように所在確認をとつておく、というような条件付で「実質審理」に応じてゆくのか、という問題を提起した。この問題について確認をしておかないと、その場の情動に翻弄されて、「動き出したら止まらない欠陥車」のようにつばしり、電柱にぶつかつて自滅するのではないか、とひそかにおそれたからである。しかし、この点にかんする具体的・内容的討論と意志一致はおこなわれなかつた。その場で、あくまで「五項目要求」で押すべきだと主張した人はいなかつたと記憶している。

米

総括討論全体をとまとして、この個別・具体的な闘いに入る以前に当然考えぬかれていなければならない超原則的な前提問題がたえず煮し返される一方、「さて、数分後の電話にどう答えるか」というような超プラグマティックな話題に短絡し、その中間に位置を占めべき具体的な獲得目標や方針や戦術をめぐる実りある討論がなかつたように思う。前提問題にかんする討論にしても、無概念の超感覚的言語（例、「まずここでジョンときた」）や無内容の超抽象的言語（例、具体的な重層構造や階級構造を示す伝達・共有可能な言語ではなく、「重層性」・「階級性」といつた、話者がそのもとにいかなる内容を考え、伝えようとしているのか不明瞭な言葉）が、さながら密教宗団の呪文のように飛び交つた。わたくしのように、地べたを這いつくばるように個別的な事実をひとつひとつ確認しながら抽象化と抽象命題の具体的検証を交互に進めてゆくような類の平凡な人間には、こういう深遠かつ根源的な言葉の空中戦は、まったくやりきれない。「半分わかつたかな」と思う瞬間にもうつぎに移

ついで、とてもついでにはゆけないのである。

その夜わたくしは、徹夜して処分過程・処分理由にかんする資料を調べあげ、視点と方針を立てて明日にそなえた。

4

ここでわたくしは、「代理人席にすわつて発言すること自体、松下処分の社会的追認過程に荷担することだ」という一面的・機械的・短絡的・客観主義的・敗北主義的：：極論に代表される「相手の土俵にのめり込む」、「人事院のベースに巻きこまれる」という疑念にたいして、わたくしの見解を対置しておきたい。（さし当りここで、右の極論者に、「では貴君は、岡山の先行事例をどう点検し、どう総括し、なぜ松下氏の人事院提訴を承認したのか。どういう位置づけで代理人を引受け、どういう方針をもつてこの口審問争にのぞんだのか」という問題を提起しておく。）

なるほど、最大限の状況分析のうえに具体的な獲得目標を設定し、具体的に方針を立て、力をつくして闘つてなお、結果として、「松下処分」の人事院による（右の極論者のような、無規定の「社会的」という言葉は用いない）追認に終る公算は大きいとみなければならぬ。わたくしも、人事院にたいして幻想をもつてはいない。しかし、わたくしの闘いのひとつの結果がそうなるかもしれないということ（そして、それを予測するがゆえに闘いをひきしめてゆくということ）と、そのひとつの結果の予想を固定化して、具体的な獲得目標も具体的な方針も打出さずに闘い全体を先験的に放棄してしまうこととの間には、大きなちがひがある。なにか「壮大な」根源的なことばかり夢見ている人にとつては、とるに足らぬ些細な差

異にみえるかもしれないが。

では、人事院口審闘争（一定の条件を変更すれば、裁判闘争）の獲得目標とはなにか。

第一に、処分の白紙撤回（無罪）をとりつけることである。これは自明のことであるが、自明であるがゆえにしばしば忘却されるので、まず強調しておきたい。

問題は、「なにを非現実的な。ブルジョア法によつて料理されるのがおちではないか」という反論にどうこたえるか、にあるだろう。この点について、わたくし自身もけつして楽観的ではないが、しかし、「ブルジョア法」とは、反論者（どのくらい「ブルジョア法」を検討したのかわからないが）が物神化し、拜跪しているほど完全なもの（欠けなき体系）ではない。とくに教育関係であっても大学関係の法規はそうである。したがつてそこでは、判定官（裁判官）の解釈と実質的考慮の占めるウエイトが相対的に大きい。もちろん判定官（裁判官）は、社会道徳に呪縛されている。しかしながら、そこには、具体的事実の迫力と緻密かつ平明な論理の拘束力によつて道徳をくつがえしてゆく思想闘争の余地はあるのだ。

そこに狙いを定め、死力をつくして闘つてもなぞ、判定（判決）の正文そのものを大幅に変えることは、いまのところ不可能であろう。しかし、「ただし」として道徳と法規の適用にまいもどるまえ、一般的評価の部分ないしそのニュアンスを変えることはできよう。そしてそれは、判例として一定の拘束性を帯び、きちんとした総括にもとづく、つぎの人事院口審闘争（ないし裁判闘争）に橋頭堡を提供することができるのである。闘いというものは、かならずしも、一挙に眼に見える効果を収めるものではない。そういうことは

むしろ稀有な例外といふべきだ。闘いとは、厚い板をこぶしてこつこつとたたき、最後には穴を穿つようなものではあるまいか。独善的な感覚的場当たり主義者・やみくも粉碎主義者は、後統の闘争者、みずから松下氏に続く日を予期して松下氏に支援を送っている全国の有志にたいする責任をどう考えているのか。

第二の獲得目標は、公平委の立ちばかりをねのけた処分者。大学当局との対決をおして、近代公教育体制の管理秩序を支える論理—精神構造を具体的に暴露し、具体的に突破口を探ることである。この点については、第四日のほんのつかかりのところでも、神大当局が教特法にベツタリよりかかり、学部自治の慣行をみずから掘りくずして処分権を評議会に集約しようとしている帝國主義的再編の動態があらかになつた。

この獲得目標についても、後統の闘いを予想した時間的スペースクテイヴのなかで問題をとらえ、考えてゆかなければならない。

5

第三に、人事院口審闘争（ないし裁判闘争）は、敵の土俵にないし敵との接点における闘いであるにもかかわらず、いかに、まさにそれゆえに、かりに右の二つの目標がまつたく達成されなかつたとしても、なお獲得されるべき意味があるのではなからうか。というのは、こうである。

闘争のただなかで現在の・即自的に体験される諸事実や諸印象は、それが体験主体にとつてどんなに重く鮮明な主観的事実であらうとも、そのままでは万人に普遍妥協的な認識命題の体をなしてはいない。体験された諸印象は、闘争が高揚局面にあるときには、いやま

す主体の頻繁かつ緊密な交流によつて、「集合表象」としての迫真性と伝播性を獲得する。

この「集合表象」という概念は、全共闘運動の総括にとつて重要なひとつの視点をなしているので、少し長くなるが、「宗教生活の原初形態」の研究にもとづく。デュルケームの理論的一般命題を引用してみたい。

「諸個人の意識が、たがいに分断され孤立している状態から、緊密な関係に入り、たがいに活潑に作用し合うとき、その総合から、ひとつの新しい種類の心的生活が遊離される。この新しい心的生活は、まず第一に、その特殊な強烈さによつて、孤立した個人がいとむむ心的生活から区別される。集団の内懐で発生し、発展するセンチメントは、独立的個人のセンチメントが到達しえないエネルギーをもつている。そしてその集団的センチメントを体験する人間は、自分のものとは認めがたい力（フォース）によつて支配されているという印象を受け、かれを引きこむこの力は、かれの自由にはならないもので、かれが投げこまれて環境全体には、同じ種類の力が脈打つているように感ずる。そしてかれは、自分の私生活がいとなまれてある世界（「俗世界（モンド・プロファナス）」）と「聖世界（「聖世界（モンド・サクレ）」）に連ばれたように感ずるのである。【第二に】生は、そこではたんに「量的に」強烈であるばかりでなく、質的にも異なっている。集団に引きこまれると、個人は、我欲に執着せず、自己を忘れ、自己のすべきを共同の目的に捧げる。かれの行為の基軸は、かれの外部に置きかえられ、移されるのである。同時に【第三に】、こうして高揚した力は、まさに理論的（テオリック）なものであるがゆえに、狭く、

限定された目標に嚮導されたり、規制されたり、適応させられたり、することが容易でない。その力は、ここでは愚かにも破壊的な暴力（ヴィオランス）の形態をとり、かここでは英雄的な熱狂という形態をとつて、無目的な遊び（ジユ）によつて、放出されんがために放出される必要を感ずる。これは、きわめて豊富な活動力であるため、その意味では余剰の奢侈的活動力である。これらすべての理由により、この活動力は、われわれが日常的にいとなんている生活に対立しており、それはちようど、高等なものが下等なものに對立し、理想が現実に對立しているのと同じである。

事実、文化の基礎となる偉大な理想が構成されるのは、この種の沸騰の瞬間においてなのである。創造期ないし革新期とは、まさに、さまざまな環境の影響によつて、人々が、それまでよりもつと緊密に結合するようになり、集会や会合が頻繁となり、交流が深まり、思想の交換が活潑となる時期である。キリスト教の重大な転機、……、宗教改革、ルネッサンス、革命時代、それに一九世紀の偉大な社会主義運動——これらはすべて、そのような時期の所産にはかならない。これらの時期には、最高度の生活が、きわめて強烈に、しかもきわめて專一的に体験されるので、個人の意識は、ほとんどすべてその生活によつて占められ、エゴイズムや卑俗な関心は、ほとんど完全に排除されてしまう。そのとき、理想（イデアール）は、現実（レアリテ）と結合して一つになる傾向がある。というのは、人々が、理想が現実そのものとなり、神の國がこの地上に実現される時が間近に迫っている、という印象を受けるからである。

しかし、この幻想は、けつして永続しない。なぜならば、この集団的熱狂自体が、持続するものではないからである。この熱狂は、

あまりにも強烈なので、人々の精神的エネルギーを枯渇させてしまふ。ひとたび決定的な時期を過ぎると、社会の緯糸は弛緩し、知的・感情的交流は衰微し、諸個人は、それぞれ平常の水準に墮ちる。そのとき、多産な激動時代に説かれ、なされ、考えられ、体験されたすべてのことは、たんに記憶の形で存続するのみとなる。なるほどその記憶は、それが呼びさます現実と同じように幻惑的なものである。はるるが、もはや現実そのものと混同されることはないのである。それはもはや、一つの観念、一群の観念にすぎない。こうなると、「観念と現実との」対立は明白となる。一方には、感覚ないし知覚の与件があり、他方には、理想の諸形態として思考されるものがある。たしかにこの理想は、周期的によりみえさせなければ、急速に色褪せてしまふ。祝祭、宗教的ないし世俗的公共儀式、……要するに、人々を近づけ、同一の知的・道徳的生活のなかで交流させるものはすべて、この理想の蘇生という機能を果すのである。これは、創造期の沸騰の部分的・微温的な再現のようなものである。しかし、これらの方法は、すべて、一時的な作用しかもちえない。ある期間、理想は現在の新鮮さと生命を回復し、あらためて現実になづくが、ほどなくしてまた、現実から遠のいてしまふ。」（「社会学と哲学」新版、P. 115、一三三—三五ページ、傍点—引用者）さて、全共闘運動は、近代公教育体制による差別・選別・分断に抗して、各大学のバリエーションのなかに、いわば小型の「集合的沸騰」を生かされた。したがって、その闘いを担った学生諸君は、その「集合的沸騰」状況のなかで、集団的センチメントの異様な高揚を体験し、生き生きとした「聖世界」への自我の融解を味わつたのである。

を保ちながら、内面的な空洞化がとめどなく進む。こうして、すべてが表目に出て、状況からとり残されてゆく密教集団は、外的な条件が許せば、「自閉症的体験ナルシズム」の泥沼で際限なく自分のへそをまさぐりつつけるが、外的条件が許さなくなると、いつきよに一八〇度の「過同調」的転向をとげるものである。

歴史的にみて、一つの闘争の峰を最前線に担った部分が、その闘争を醒めた眼で総括しきつてつぎの闘争を始動したという例が皆無に近く（稀有の例外として毛沢東をあけておく）、つぎの動きは、その闘争の影響を受けると同時に、「（中心部では）根絶し去ることのできない、もはや益のない伝統や記憶の悪夢から自由」（A. J. トインビー）な周辺部分から生まれてくるという事実が、けつして偶然ではない。

このアポリアをのりこえるためには、右のような情動にとらわれない強靱な自己規制力（「自主規制」の否定の否定）をそなえた主体が形成されなければならない。そのための契機は、まさにもつともいらだたしい、しがたない現実の状況を意識的に選択し、それと正面から格闘し、それを、右の悪循環を断ち切る自己相対化。自己対象化の否定的媒介として積極的に逆利用することである。このように視点を転換してくるならば、「敵の土俵の上での」いらだたしい人事院口審闘争や裁判闘争は、まさにそういうものであるがゆえに、それだけ有効な否定的媒介。逆利用の機会となしうる。たとえば、公平委員長・検察官・裁判官。敵方の代理人。敵性証人といったものわがりの悪い」（ということは、じつは隠語の通じない）他者との対決を強いられ、かれらにも承認を迫らなければならないところから、いやおうなく、即自的体験や印象の対自化。客観化。検証

それゆえ、そのような全共闘運動の後退局面は、同時に「集合表象」の褪色。解体過程であり、「聖世界」の集団的センチメントの高みから、ふたたびバラバラに分断されて、ブルジョア社会の「俗世界」に投げ返されることを意味しないわけにはゆかない。したがってそこでは、かつてバリエーションの闘いを最前線に担い、「聖世界」を最強度に体験した諸君ほど、それだけ困難な主体的問題をかかえこまざるをえないのである。そこには、現実の「俗世界」のしがたない「日常」にいらだち、「創造期の沸騰の部分的・微温的な再現」にひたりたいという、「体験ナルシズム」ないし「うしろ向き」のラディカルリズムとも呼ぶべき情動が生まれてこざるをえない。そして、この情動にとらわれた主体にとつとも困難なことは、「聖世界」の後光に彩られているみずからの闘争体験を、そつけない事実として醒めた眼で分析。総括した上、そつけない「俗世界」の日常的現実には、いらだたずに正面から対峙してゆく、ということである。闘争のただなかで体験された諸印象は、対自化されて真偽を検証され、普遍的な認識命題に練りあげられるよりも、「過去の栄光」として、耐えがたい現在における微温的「聖」体験の源泉として、神話化され、そのような主体の間でだけ追真性を保つ「密教的・隠語的諒解連関」に墮し、周期的な「祭り」の機会に、主観主義的・座撃的にかきたてられながらも、時の移るいとも色褪せ、空洞化してゆく。この密教集団以外の者が闘争経過についてとやかく言うことは、自己相対化。自己対象化のための絶好の否定的媒介として逆利用されるのではなく、みずからの「聖」価値への冒瀆として情動的に拒絶される。外面的な情動的・拒否的ラディカルリズムと硬直的・強迫的な非転向の背後で、それと相互補強の関係

を迫られることになる。そういうしんどい課題を回避して「祭り」的にちやかしたり、情動的に「粉砕」したりすること——しかも、きわめて自己満足的に——は、外見的にはいかにラディカルに見えるようとも、じつは後退局面の情動に翻弄された敗走であり、現実逃避であり、「自閉症的体験ナルシズム」の泥沼への沈没である。そして当人には、この泥沼が、「敵の土俵」の外にある「真空地帯」でもあるかのように感得されているとしても、じつはこれこそが——主観的に自覚されていないだけにそれだけ救いがたい——「敵の土俵」のなかでの敗北なのである。

6

第二日の自己紹介における松下昇代理人ないし八松下昇代理人の出現については、たんにそれが審理打ち切りを招いたという以上の、わたたくしたち自身の姿勢にかかわる本質的問題を含んでいると見え、冒頭にくりあげて論及したのでここではくり返さない。

時間的経過を追わずにいきなりとぶが、第二の問題点——「傍聴人のパンを食う行為—公平委員長の制止—抗弁—一部代理人が懇のりしてパンを食う行為—審理打ち切り」の経過に含まれる請求者側の問題——について私見を述べたい。

まず、最初にパンを食ったAさんの行為について、これはAさん自身ではないが、「生理的欲求だぞ」という発言があつた。そこでその発言者に問いたいのだが、あなたは、特定の場所で充足することになつており、あなた自身もそうしているはずの別種の生理的欲求を傍聴席で充足する用意があるか、そういうことを一生つつづけるか。

思うに、Aさんの最悪の敵は、身方のなかに、主観的には善意をもつてAさんを弁護したり、悪のりしたり、神秘化したりし、Aさんの自己監視を妨げ、Aさんを自己欺瞞に誘う人々のなかにいる。わたくしは、Aさんに徹底的にきびしくのぞむ。Aさんも、徹底的にきびしく反論してほしい。

深遠な「哲学」的論議を好む人々には自明のはずだが、人間の行為は、最初の瞬間以外の睡眠を除けば、生理的欲求の充足行為といえども意識的。選択的行為である。あのばあいAさんは、あの場でパンを食うという行為を選択したのである。しかもその選択は、意識を働かせることが不可能な条件のもとでおこなわれたのではなかった。

あのときAさんは、松下氏の責任ある共闘者。支援者としたら当然点検してあの場にのぞむべき岡山の先行事例が、松下代理人がコーラのビンから水を飲んだ行為を契機に打切られている事実を意識していたであろうか。

それはたしかに不当な打切りであつた。しかし、Aさんが、そのような審理指揮にふたたび抗議する意味を、こめておそこでパンを食つたのだとすれば、打切りのあと皆が人事院の控室に追及に出掛けたさい、Aさんが請求者の控室に残つていて抗議に出向かなかつたことは首尾一貫しないが、その理由はなにか。

また、世の中には、遺憾ながら不当なことがいくらでもおこなわれているから、そこで現実に向かう人間は「当り不当」と区別して客観的、可能性を判断し、自分の行為の結果を予測してそれに責任をとらなければならない。そこで問うが、Aさんは、自分のパンを食うという行為が、審理打切り(それが不当であれ)——しかも、五日

のうちの第二日目の、一斉退場でない受動的終結——を招く客観的可能性を意識し、それに責任をとる用意があつたらうか。

おそらく、いずれの問いにたいしても答えられないだろうと思う。ということは、Aさんが、当然の準備を怠り、その場の情動に押し流されて無責任な感覚的。場当りの選択をした、ということである。

意識的。選択的存在者としての人間の自由とは、情動のおもむくままに、短絡的にふるまうことではけつしてない。むしろ、即自的な欲求。衝動。情動。気分。ロマン主義的要害によつて制約されることなく——意識(主観的目的合理性)と判断(客観的整合合理性)を働かせることなく——自立的に設定した目標を貫徹することにある。

米

しかし、わたくしが、Aさんの行為以上に問題だと思ふのは、この感覚的。場当りの行為に悪のりしたときか思えない一部教官代理人の無責任な行為である。Aさんの行為以上に、というのは、学生Aさんのばあいに、まえに述べた「聖世界」の高みから急角度に「俗世界」に投げ返されたという連関から、審理場における「いらだち」の事、必然性と重みが了解できるのであるが、その教官代理人にはたしてそれだけの背景があるのかどうか疑わしい点と、やはり、どんなに正当な情念をどんなに激しく燃やし発動してもにわかには意のままにならない現実の諸条件にたいしてより醒めた認識と判断をもたねばならない大人であるはずだという点からである。わたくしの記憶に誤りがなければ、この教官代理人は、「松下昇」と名のつた代理人と同一人物である。この二点について、固有名詞をもつて、釈明され、わたくしの見解に反論されるよう、強く要請す

る。

またわたくしは、この一連の——端的にいつて愚にも付かぬ——経過を、「必然的偶然」、「ハツピングの重さ」、「岡山の水、神戸のパン——この二つの意味するところは、言語に絶するほど深い」などと神秘化するムードを、現実の愚かさにくさうす気づきながら、そのあまりの惨めさゆえにそれを正視すまいとする自己欺瞞の常套手段として、惨めさの上塗りとして、排撃する。それは、徹底的に再現された「集合表象」が、愚にも付かぬ行為に固着して、それを「聖世界」に祭り上げようとする現象にすぎない。後退局面における情動の力学にいぜん翻弄されている証左なのである。だいたい、こんなことを大真面目に論じなければならぬこと自体が滑稽ではないか。酔いから醒めて、そつけない現実をザツハリツヒに直視し、あたりまえの問いをあたりまえに、たんたんと担つていこうではないか。

7

第四日(再開第一日)、松下氏が出廷を拒否して控室に残られたことは、第三日の予備討論のさい、教養部調査委員の経緯をめぐる当局の自己破産を突破口に追及を進めてゆく方針を松下氏とともに確認していたわたくしにとつて、まったく予期しなかつたこと、不可解なことであつた。しかも、その重大な決定の理由が、「昨晚一晩考えつめた結論」というふうな、形式的にしか語られず、内容的な根拠は、具体的に説明されなかつたように思う(そのさいわたくしは一時中座していたので、誤りであれば叱正ねがいたい)。松下氏が、第二日の、おそらくは松下氏の予想と期待に反して、

急転直下予期せざる打切りに追い込まれた経過の衝撃を、誰よりも激しく一身に受けとめられ、他方、次第に顕在化していた——大まかにいえば二つの——方針の対立の間にあつて苦しんでおられたであろうことは推察に難くない。しかしなお、理由を明示しない一方の出廷拒否は、独善的であり、ご自身。代理人。全国の支援者にたいして無責任であつたとわたくしは考える。そして、この理由が具体的。内容的に明示されていない現在、わたくしは、この日、松下氏は、理由なく出廷を拒否していた戸田義郎学長と同一の水準に類落された、と評価せざるをえない。どんなに追い込まれた不利な場においても落着きと品位をもつてたんたんと闘うことが、たとえ結果は負けであつても人間としての勝利なのであつて、場を避けるということとは、とりもなおさず敗北の自認ではないだろうか。「この控室に人事院と処分者をこさせるべきだ」などというのは、若殿様の駄々というものである。本気でそう思うのなら、自分でかけ合いに行けばよい。松下氏の具体的。内容的反論を期待したい。

米

ところが、ここでまたまた、例の神秘化ムードが発生した。使徒たちが、松下教祖の黙示録を根源的に解読すべく、「審理空間」における松下氏の非存在の意味如何」という深遠なる言霊空中戦に耽りはじめたのである。そして、請求者不在のまま第三日の具体的方針を貫徹しようとする最前列の代理人にたいして、しばしば後列からつまらぬ弥次が浴せられ、休憩時間には、自分たちの怠惰を棚上げした、前提問題の蒸し返し満足気になり返された。

「本当にロシアには、全社会こそづつての『個別化』時代が到来したように思われる。誰も彼もが別々になり、孤立して行く。一人一人のものがなにか独自の、新しい未曾有のことを案出しようとする。あらゆる人が、以前、思想や感情において共通していたものを排斥して、自分の独自の思想や感情から始めようとしている。あらゆる人が最初から始めようと欲している。以前の羈絆は未練もなく切断して、めいめい自分勝手に行動し、それを唯一の慰めにしてゐる。現在行動してゐないにせよ、今にしたいと思つてゐる。かりに大多数の人はなにも始めてゐないし、いつになつても始めることがないとしても、とにかく絆を切つてしまつて、わきの方にたたくみながら切れたところを眺め、手をこまねいて、何かを待つてゐる。ロシアでは、万人が何かを待つてゐる。さればとて、なにごとにも精神上的の協和がほとんどなく、すべてが分裂してしまつた。そして、現に分裂しつつある。しかも集団らしいものに別れるのではなく、まつたく個々の単位に分裂してゐる。

なによりいけないことには、時としていかにも軽々しく、満足げにおこなわれてゐるのだ。たとえば、現代の新人の中から芸術家や文学者を取つてみるがよい。彼らは……従来のことではんから知らうとしなない。かれらはなにごととも自分本位であり、自己標準である。彼らは新しいことを宣伝して、いきなり新説と新人の理想を提出する。彼らはヨーロッパの文学も自国の文学も知らない。彼らは何一つ読まなかつたのみか、また読もうとしなないのだ。彼はブーシキンやツルゲーネフのものを読まなかつたばかりでなく、ベリンスキーやドブローリユーボフなどという、自己の陣営に属する人のもの

で区切つて、第一次の問題提起としたい。反論への応答のなかで、さらに展開してゆきたい。できれば、相互批判を確実な基盤の上におくために、全過程の録音テープを再生して資料とすることを編集部に検討いただきたい。そのような資料は、この総括をめぐる紙上討論に、当日参加されなかつた会員の方々にも加わつていただくために、また、今後の後続の人事院闘争のために、必要不可欠であろう。わたくしもできるかぎり協力したい。

なお、本稿は、いうまでもなく、あくまでも内部討論のための問題提起であり、人事院・処分者側にたいする批判。弾劾は、意図的に除外してある。したがつて、この「五月三日の会。通信」の紙上でわたくしへの反論を展開されるにあつては、わたくしの文章を引用されることは、自由に大いにやつていただきたいが、それ以外の転載・引用などは、いつさいおことわりする。

一九七一年八月三〇日

岡山大・神戸大教員処分に
反対する会

折原 浩

さえほとんど読んでゐない。彼らは新しい英雄と新しい女を描き出すが、その新味は、はじめの九歩を忘れて、一足飛びに第十歩目をさまざまな状態に落ちこんで、自滅してしまひ、読者の教訓にもなれば、誘惑にもなるのである。つまり、このいかさま状態が教訓の全部なのである。こういつたすべてのことには、新しいところがきわめて少なく、かえつて手あかのついた古いことばかりである。しかし、それは大したことでない。著者が、『自分は新しいことをいつたのだ、自分は独自になつたのだ』と確信して、当然、大満足でゐるところに問題がある。……

要するに、めいめいが自分本位で、自分勝手にやつてゐるのである。だが、はたして彼らはただ独創ぶつたり、気どつたりしてゐるのか？ なかなかそうではない。今日は反省の時代ではなくて、むしろ直情の時代である。多くの人たちは、おそらくきわめて多くの一人たちは、実際にもだえ苦しんでゐる。彼らは実際、きわめてまじめに従来の羈絆を切断し、最初から始めなければならぬ。目になつてゐる。彼らに光を与えるものが一人もないからである。学者や指導者は彼らに合槌を打つばかりである。中には、卑屈な恐怖のためにそれをやつてゐる。……またあるものは、でもなく彼らをだしに使つて、ふところを肥やしてゐる。こうして清新な力は減びて行くのである。』（ドストエフスキー。米川正夫訳「作家の日記」(二)、岩波文庫、一七五―七七ページ)

玩味すべき文章ではないか。

米
とりあげたい問題は、あといくつか残つてゐるが、ひとまずこ

神戸人事院闘争・資料

反論書

昭和四五年第一九三三号

懲戒免職処分審査請求事案

請求者 松 下 昇
処分者 神戸大学長事務取扱

審査説明書↓処分説明書↓答弁書という処分者側の表現過程にみられる特色をいくつか上げると、執筆責任者が不明であり、なるべくボロを出さないように無味乾燥な記述をしようと努力しており、行動のみを問題にすると称しつつ巧妙に思想性を圧殺しており、情況から切断した事実の断片を過去形でかつ判断。決定権を独占したまま羅列しており、いま私たちの前に開示されはじめてゐる未踏の問題（その比喩的表現が刑へ事へ裁判、民へ事へ裁判、人へ事へ院審理などを含む ハロウ闘争論である。）に無自覚なまま闘争総括をしいられ、破綻してゐることであろう。

このことを公開し、真の意味で統一審理を創出していく契機として次のような反論を提起する。なお、代理人の反論へ文書・口頭へもへ私への反論である。

A、処分過程の答弁について

一、教養部教授会において請求者を時間割に入れるかどうかについての調査委員会が結成されたとしても、処分のための調査委員会は結成されていない。

二、教養部教授会において処分の程度についての意見分布が調査された（これさえも一の事実性から根拠を失う）としても、教授会決定としての投票はおこなわれていない。

「一、二を中心として、とくに機動隊護衛下の教授会の討議内容は暗黒につつまれており、処分に關する全ての議事録。テープの公開が不可欠である。」

三、教養部長事務取扱が、学長事務取扱に対して処分の審査を具申（これは一、二の事実性から根拠を失う）したのと同様にして、請求者に対して逮捕状が出されていることは処分の本質をバクロしている。また、それまで請求者は公開の教授会で陳述する機会を与えられていない。

四、改革されたと称する選挙制度によつて選出（とくに学生の圧倒的多数は棄権）された学長事務取扱（いわゆる正式の学長でない者に処分を審理。発令する資格があるかどうかは現行法規からも疑問である）の下で旧制度による処分（一、二、三の事実性次第で根拠を失う）が強行されたのは、封鎖解除の口実としての改革路線の正体をさらけだしている。

また、教授会と評議会が処分強行の責任。主導性をおしつけあつていたことは注目に値する。

「三、四を中心として、具体的な事実性に殆んどふれずに審理」

をすすめた評議会の討議内容は暗黒につつまれており、処分に關する全ての議事録。テープの公開が不可欠である。

五、請求者は、八月二一日の口頭陳述の冒頭において、「ここで発せられる全ての言葉には、 \wedge \vee がつけられている」とのべたにもかかわらず、その後、大学当局から出されている文書（教養部広報など）において私の発言として記載されている文章には一箇も付けられておらず、要約の仕方もデータラメである。なお、教養部広報が闘争過程で果している犯罪的な役割は周知の事実であり、その根底的批判なしには処分の審理は進行できない。

六、請求者は、八月二一日、三一日の口頭陳述において、n次に重層する事実性のうち第一二次の事実性についてのみ発言したにもかかわらず、処分者はその後、口頭陳述の場と設定せず、第三次以上の高度の事実性に対する追求を自ら中断した。

「五、六を中心として、秘密の場所ですら強行された口頭陳述の内容、その処理方法は暗黒につつまれており、これに關する全ての議事録。テープの公開が不可欠である。」
また、処分過程に必要とされる費用を公開することが、税金提供者に対する不可欠の義務であろう。

（註） A、Bを審理する場合に、必ず疎明資料（「五月三日の会通信」三、四号）を活用することを要求する。

B、審査説明書（以下 α とよぶ）と処分説明書

（以下 β とよぶ）の答弁について。

一、「 α に対して、事実性をより深く追求するために構成。文体の全面的なかきかえを要求したにもかかわらず、それを無視して作

成した β において逆に構成。文体が平板化。硬直化している」という批判に答弁していない。

二、「 α に対して、各項目の第一次の事実性の誤りを指摘したにもかかわらず、 β においても訂正されず逆に増大している」という批判に答弁していない。

三、「 α に対して、この水準での私の行為に關する事実性だけでも多くが欠落していると説明したにもかかわらず、調査しなせず、 α の範囲内で β を作成した」という批判に答弁していない。

四、「 α の事実性を拡大された位相で評価するために、第一次の参考人一六名を申請したにもかかわらず、そのうちの少数者から、文書による間接的方法で、口頭陳述終了後に意見を、アリバイ証明的にとりよせるとどめ、その本質的内容を β に反映させていない」という批判に答弁していない。

五、「 α 、 β の作成と平行して、大学問題に深いかかわりをもつ、さまざまな人間から抗議文、声明、公断質問状などが大学当局へ寄せられたにもかかわらず、責任ある回答をおこなっていない」という批判に答弁していない。

六、 α 、 β 、 γ （各弁書。昭和四六年六月一〇日付）と請求者に対して提起されている二つの起訴状（昭和四五年五月二三日付と、同年十一月七日付）、研究室仮処分申請書（昭和四六年四月一日付）、研究室使用妨害排除に關する訴状（昭和四六年五月二〇日付）の命運をどのようにとらえるか。

また、それぞれの文書の作成に至る過程で処分者側が果している役割。資料の内容を公表せよ。

（註） A、Bに關して十分に審理した後には、はじめて次のC

へ移行しうる。なおCの各項目の番号は、処分説明書、答弁書の番号に対応している。

C、処分理由の答弁について

一、「情況への発言」がおこなわれた時の状態、この発言が請求者の表現過程でもつ意味について処分者は把握しておらず、このことは発言年月日の誤記からも明らかである。また、「請求者の意図が明確に表現されて」いるのは処分者が引用する部分に限つておらず、全文章をよめば、これが処分理由になりえないこと、あるいは、このような処分では処分といえないことが判るはずである。

二、教養部教授会で受理された採点を、請求者、受講学生、教職員の見解をきかずに評議会で、不当と認めたことこそ不当であり、○点に値する。

なお、答弁書は処分説明書に記載されている給与減額措置（賃金カット）についてふれていないが、これも教授会決定すらへず強行されたものであり、処分者の手口の先駆的な例である。

三、教授会への可視的な欠席には「正当な理由」があるし、請求者は本質的には、だれよりも出席しているのである。さらに教授会欠席が処分理由にならないことは岡山大二教官の処分に関する人事院公断審理（一九七〇年夏）で明らかにされている。

四、当時の入試会場責任者（文学部長）と請求者の出会い、発言内容が無視されている。もし、提示、ビラの作成を処分理由とするならば、一切の思想。表現を処分する論理を導くことになるであろう。

五、請求者は教職員が請求者の研究室残留を目撃したことを確認しておらず、まして、退去命令の根拠を示されていない。ここでは物理的妨害ではなく、不退去の思想性が処分理由になつてゐると考へてよい。

六、教養部長事務取扱は、自主講座運動実行委員の一人であり、自らそれを認めてゐることは周知の事実である。このことと、一九七〇年三月から一年間、B一〇七教室を閉鎖し、代行的パリーケードによつて「正規授業のための使用」を妨害したことを考慮すれば処分者は処分対象を誤つてゐるといわざるをえない。

七、この項目についての処分説明書の記述は、同一事件についての起訴状の記述にくらべても、著しく不正確であり、事実性の根拠を失つてゐる。(一一、一二も同様)

また、処分説明書、起訴状の記述と正反対の事実性を現場にいた教職員、学生が目撃し、確認してゐる。

八、休講を申し出ないで実質的に休講する例は多い。実験の共同担当者の評議会までの意見陳述も無視されてゐる。

九、当日の現場写真(教養部広報二二号五一ページ)にうつつてゐる者が全員、パリーケード構築に参加してゐると処分者がみなしてゐるのかどうかについて答弁しない限り、反証するまでもなく失当である。

十、「試験場に無関係」であるとか、「勝手な板書を行なつた」とか勝手に判断すべきではない。また、直接的妨害ではなく、相手の心的内部に影響を及ぼす表現行為(しかも、この場合、チョークによる板書という最も日常的、教師的な表現行為)、を処分理由にするのであれば、処分者の責任は重大である。

.....七・一

五。一ピラ、六。一ピラとの連続性から、このピラをかいてゐるのですが、いま、かすめていく感触は……紙片に記述してゐるのは、重層する闘争の一切片にしかすぎず、また、その重層する闘争も、より巨大なもの影なのであろうけれども、その中へ突入していく(私)の跳躍台としての紙片が必要なのだ、ということだ。

◎ 刑へ事✓裁判

一、五月一八日に仮装被告団が最高裁へ出してゐた第一回第三回の公判、制裁々判に因する特別抗告に対して六月三日に決定がありました。いうまでもなく棄却ですが、その理由は、私に対しては時間性をほんだしたと、橋本君に対しては法的根拠をほんだしたと、となつており、これはその理由以外の領域で決定を試みれば、現在の法国家の体系が崩壊しはじめることを逆に告白してゐるともいえます。

二、六月一五日、遠方からの仮装被告を含めて開かれた会議では、主として刑へ事✓闘争の具体化が提起され、また夕刻には、まだ釈放されない橋本君の勾留理由開示裁判要求の行動が、参加者多数によつて展開され、可視的には、脅式を大幅にはみだす文書を宿直室にとどけるといふかたちをとりましたが、これが棄却された意味をふくめて、私たちの六月裁判闘争は持続してゐます。

十一、請求者が教授会を妨害したという根拠は、どこにも存在しない。むしろ出席有資格者であり、当の調査対象者である請求者を官憲にうり渡す処分者側の態度こそ歴史に不滅の汚点として残るであろう。

十二、この項目に答弁しないのは、処分者が、ついに処分者として自立しえないことを告白したに等しい。

請求者のさまざまな表現(その一部は「松下昇表現集」に印刷されている)と同じ比重と方向性で表現されたものを、関係ある全ての人たちの意見をきかずに一方的に抹殺し、かつ証拠を隠滅した上で処分(起訴)理由にするのは何重にも不当であり、処分(起訴)者の表現意識の低劣さを示して余りある。

Cの各項目は、教養部構内の空間性と深いかかわりをもつており、ここで審理をおこなうこと、少くとも関係者全員立会いの下で現場検証をおこなうことによつて、はじめて解明されうるのであることを、あらためて強調しておく。

一九七一年六月二七日

請求者 松下昇

人事院公平委員会殿

◎ 民へ事✓裁判

一、原告国家は、研究室問題を分離裁判にもちこもうとしてゐるようです。

仮処分事件↓七月一四日、午前一〇時、地裁第二八号法廷(第三民事部)

妨害排除事件↓七月八日、午後三時半、地裁第二二号法廷(第六民事部)

これは、仮処分でかりに不利な決定が出ても研究室閉鎖、被告の排除を続行しようとする意図を示すものですが、私たちの直面する状況の刑へ事✓性が、研究室空間に関しても立証されてゐるわけです。

二、関学理学部、池田助手の解雇処分に関する裁判が二度開かれ、した。解雇の根拠である新助手制度が大学改革の成果であるとき、その改革案をしいたパリーケード期間中の六九年三月に、私が関学非常勤講師を解雇されてゐる、という事態の本質が、これから追求されていくはずだ。次回は七月三〇日午後四時、神戸地裁尼崎支部。

◎ 人へ事✓院審理

処分者大学不服理由(昨年暮に提出したもの)に関する答弁書が、人事院から六月中旬に送られてきたので、六月末に反論書、資料(いずれも一二部ずつ提出しなければならぬので、いくつかの大学のゼロックス装置を秘密にかつ堂々と使用しました。共闘者に感謝します。ここにはいくつかの興味ある問題がふくまれています。くわしいことは他の機会にします。)を提出しました。

なお、代理人の反論書を七月一日、一八日の準備討論集会（神戸大学学生会館、第三集會室、午後一時―六時）で配布していただければ好都合です

（注）「五月三日の会通信」第三号、第四号と「神戸大学教養部広報」第二二号、第二五号は、七月一九日―二三日の人事院闘争の重要な武器になるので、各自準備して下さい。どうしても入手できない人は、だれかからかりてゼロックスにとつて下さい。

◎ その他のへ事への柄

一、参議院選挙は終つたけれども、生協総代選挙は、まだはじまつたところです。今まで第一回投票は〇一〇、第二回、第三回投票は一〇〇で、私は永続的立候補者として、立入禁止のはずの大学構内を歩きまわつています。ところで、六月一二日の総代会では、久しぶりに、民主主義的な諸君が登場し、私の妨害行為を非難しましたが、八時間におよぶ大衆的討議によつて退却していかざるをえなくなりました。一方、進歩派気どりの教職員は連名で「公正な選挙を！」というピラをまいたり、元理事長の対立候補を出してきたりしていますが、かれらの悲喜劇的なタイハイは注目に値します。第四回投票は七月はじめの予定。

二、へ一〇九〇闘争の逮捕者はさらに増加しつつあり、大学当局は闘争参加者の親を呼び出して、休学届を出せば告訴はしない、というドウカツをしています。しかも、自主講座運動は庄殺しつづ、現在、公開市民講座を市内のビルをかりておこない、永続的休講中の哲学のK講師が出演するという有様で、いまやへ一〇九〇教室は大学をはみだした社会の領域へ進出し逃亡しつつあります。

この紙片にかきとめてあること以上のことを追求したい人は、いつでもへ六甲空間へどうぞ。

一九七一年七月一日

松下昇

昭和四六年七月一日

代理人（証人）出席申請書

人事院公平委員会殿

申請者（請求者）松下昇

昭和四五年第一九三三号懲戒免職処分審査請求事案について、人事院規則一三一―第四一条に基づき、下記により、代理人（証人）の出席、尋問を申請します。

記

一、代理人（証人）の氏名、住所、職業

上原孝仁、神戸市東灘区赤塚山神戸大学学生寮 学生

二、出席して発言する必要性

上原君は、人事院口頭審理に出席予定であつたが、七月四日、松下研究室裁判の直後、神戸地裁構内で、へ一〇九〇闘争に関する容疑で逮捕された。かれは、処分説明書の各項に、請求者と同じ立場でかかわつており、昨年夏の評議会陳述およびこれから開かれる人事院口頭審理における請求者の重要な共闘者であり、かれの存在は請求者の反論、立証に不可欠である。公平委員会は不当逮捕をおこなつている臆警に対し、即時釈放（少くとも口頭審理への出席）を要求されたい。

三、質問と発言の時間

七月一九日―二三日、午前一〇時―午後五時

証拠調申請書

人事院公平委員会殿

申請者（請求者）松下昇

昭和四五年第一九三三号懲戒免職処分審査請求事案について、人事院規則一三一―第四一条に基づき、下記により、証拠資料の調査を申請します。

記

一、証拠資料

処分過程における

神戸大学教養部教授会議事録、テープ（a）
神戸大学評議会談事録、テープ（b）

二、証明しようとする事項（主要なものの一部）

- （a）によつて、処分のための調査委員会は結成されていない。
- （a）によつて、免職処分の強議。採決はおこなわれていない。
- （b）によつて、教養部教授会の報告の根拠を検討していない。
- 評議会は口頭陳述における請求者の問題提起（その一つが事実性の追求）にこたえていない。

三、証明に要する時間

全ての代理人が納得するまで。

七. 一 準備討論集会におけるいくつかの

論点のレジюме

○ 人へ事への院闘争の位置（七. 一ピラを媒介として）

○ 人へ事への院闘争の統一展開

刑へ事への裁判の被告、弁護人

民へ事への裁判の債務者、補助参加者

人へ事への院審理の請求者（被処分者）、代理人

○ 人へ事への院闘争に必要な文書

審査説明書（七〇. 七. 三二）―処分説明書（七〇. 一〇. 一六）

一答弁書（七一. 六. 一〇）：これらの全過程の批判

処分に対する不服の理由（七〇. 一二. 二二）―反論書（七一. 六. 二七）：代理人による文書、口頭の批判

教養部広報二二号―同二五号：広報委員会発想の批判

五月三日の会通信三号―同四号―同七号：私たちの記録による批判

○ 方針

一、刑へ事への、民へ事への対する特殊な幻想性の最大限逆用

二、人へ事への院審理がなくてもおこなう闘争の自己検証の転

三、処分などは存在しなかつた（一）にもかかわらず…である

意味

（手続として（例、処分のための調査委員会は結成されていない。

教授会で免職の動議。採決はおこなわれていない。その他、いくつか。

二項目の罪状指摘方法の破綻（参考、起訴状 七〇・五・二三）

四、各代理人の闘争をふまえた総括を権力にしていこう。七

例、授業拒否、教授会欠席——岡山、都立大、東大

パリケード構築——徳島大

パリケード不退去——京大、新潟大、広島大、九州大

試験なしの同一採点——神戸大、岡山大

入試（警備体制）批判——岡山大、長崎大

授業、教授会、入試などの妨害——徳島大

自主講座運動——都立大、関学、東大、岡山大

……

五、事実性の重さに耐えつつ、それらの時。空間、関係を転倒していく。他の裁判との関連から特定の発言をしないこともありうるが、その時、へ私としての代理人の役割が重要になる。

六、……

○ 七。一八参加者の問題提起をふくめて最終的方針の設定

○ 宿泊などの準備、わりあて

解放学校通信 一九七一年七月十五日

松下処分に関する人事院審理への発言

菅 谷 規矩雄

I 口頭審理のへ五日間へはなにを意味するか

人事院公平局発行の「公平審理の手引」は、審理の能率化についてくりかえしのべている。すなわち七月一九日—二三日の五日間は人事院のかわからずは能率的なるものとして設定されていることになる。

わたしたちはこの時間を、まったくべつな本質にたつて、解体。再構成すべきである。

へ処分へ発令いらいの九ヶ月余をぬきにして、能率云々は自己矛盾であり、それじたいひとつの弾圧形態である。この九ヶ月余にはひとりの失業せる生活者の実存と、わたし（たち）の闘争史が、不可逆的に刻印されているのだ。

それゆえこのへ五日間へにおけるわたし（たち）の唯一の本質的なへ事実へは、わたし（たち）の闘争史の現存たる一九七一年七月のへ五日間へそのものであつて、どんな過去の事実でもないし、また第六日……第八日へと連続する現在なのである。

II 表現者はへ大学へに存在しえないか

わたしたちが提起すべきもつとも根源的な主題は、これである。かつてへ松下昇へが神戸大学に採用されたのは、かれじしんのへ表現へ論文へをもとにしてであつた——かれが免職されたのもまた、かれのへ表現へ……へをもとにしてである。この同一性と差異性が意味するものはなにか。

わたし（たち）が、この主題の根源性に達しうるには、あらゆる天上的存在（学長、評議員、教養部長、公平委員 etc.）をたえず地上へと解きはなたなければならぬ——わたし（たち）じしんの奔放なる感性、ねむりこむことなき憤怒、おそれをしらぬ想像力によ

つて。情念が論理を生むであろう。

天上的（権力の本質は第三者的たることにある）へ公平ではなく、まず地上的対等を。

へ松下昇への全表現過程をへ大学へから排除することに同意したものは、同時に自己の固有の幻想へ表現をへ大学へ……へから排除し抹殺するのである。

そのようにして存在する虚体へ権力……暴力へ表現……へ私へ

III 表現者——大学闘争——……

へ代理人へたるわたし（たち）はへ松下昇へを介してなにを表現しようとするのかへ松下昇へをなにのへ代理人へたらしめようか。共闘の意味は、不可視の戦線をここに可視ならしめること、この戦線がへ審理へを包囲すること。

IVへ六甲へ——へ三里塚へ

へ党へ国家への橋は断て。幻の塔は崩せ。いま穿ちすすむ闇に充ちる土、ふきあげる地表は……

へ表現の根拠へいかに到達するか

人事院審理をまえにしてのメモ

へ大学臨時措置法へ及びその無法な決定に反対した大多数の大学生。怨念がこもっている。

そのへ措置法へに基くへ正常化へのために強行された全学集会

というセレモニーに反対した学部と教官たち。怨念がこもっている。

さらにへ措置法へに基く、へ全学集会へ決議に基き、機動隊を用いての八月七日、八日のへ清掃作業へに反対しながら、機動隊によつて学外に追われた教官たち。怨念がこもっている。

一度根源的に問われたへ大学へとそのへ秩序へは以上のような無法と強行によつて、はは復旧作業を完了したかに見える。というよりは中教審答申案の国による実施の土台をつくつたかに見える。

松下氏の言動は、終始そのようなへ大学へとそのへ秩序への問いかけに外ならない。松下氏の言動は、そのような基本的構図のなかにおいてのみ正しく理解されるのではないか。

類縁を深めるへ大学へとそのへ秩序へは、松下氏のその問いかけに答えなればかりか、松下氏を官憲と共謀（？）して完全に学外に排除しようとしている。

無法と強行とのブルトーズによつて圧殺されたかすかずの反対の怨念は、あるいは締め込みに転化するものもあるが、怨念として松下氏の言動の背景となり、さらにそれぞれ怨念をはらす機会を虎視たんたとねらっている。

松下氏の謂る第一次的事実性においての、大学の処分説明書は岡山の場合と同じく、あいまいに膨らまされている。レモンはしはらねばならない。かりにも一人の人間を学外に排除しようとしているのである。総合判断的なことは許されない。本当に処分へに備するのは何であるか明確にしなければならぬ。

例えば岡山の場合、ピラとか文書を処分説明書にあげていたが、

結局それらは参考にしたにすぎないのだということが明らかに
ついている。

・「大学」の「秩序」を支えると称する「授業」―「試験」―「評
価」、さらに「教授会」に恐らく第一次的実質性はしぼられてゆ
くのではないか。それらを一つ一つ明確に「しぼつて」ゆかねば
ならない。

.....

小川正己

反論書 (その一)

答弁書Cの(1)について

「情況への発言」においては「このストを媒介にして何をどのよ
うに変革するのか、そして、持続、拡大する方法は何か、について
一人一人表現せよ。少なくとも、この実現の第一歩が、大衆的に確
認されるまで、「私」は旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授
業、しけん等)を放棄する」とあるが、一九六九年神戸大学におい
ては「ストライキが解除されるまで、授業、しけんはしない」が
かなりの期間まかり通っていた(現実にながりの期間にわたつて授業、
しけんが行われていない)。

両者を比較するとき、その相違は「.....まで」という前半部分に
ある。

であるとする「情況への発言」から「旧大学秩序.....放棄する」
のみと引用し、その意図をもつて授業、しけん等をしなかつたこと
を処分理由としたという答弁はそれ自体として崩壊している。もし
なかつたこれが処分理由だとするならば、処分者は神戸大学の全教

官を処分しなければならぬ。処分者が、請求者以外の教官は木偶
のごとく何らの意図ももたずに授業、しけんをしない、という行為
を行なつたと理解するのでない限り.....

Cの(2)

答弁になつていない、何故なら処分説明書においては「昭和四三
年度.....試験制度そのものに対する批判と称して受講者二四三名全
員に〇点をつけた」ことが「職務放棄」、「命令違背」、「機能遂行
の妨げ」、「固有財産損傷」のどれにあたるのか、また何故そうなの
か全く不明であり、「処分説明書におけるごとき理由」とあたかも
処分説明書で理由を述べたかの如き詐術を用いているが、このよう
な詐術を用いなければならぬことこそ、処分理由の空洞を立証す
るものに外ならない。

Cの(3)

この項も答弁になつていない、何故なら処分者が請求者の「欠席」
の理由は何であると把握しているのか、そして何故それが「正当で
ない」と判断しているのが全く明らかにされておらず、この無理
の故に「教授会を長期欠席することは」、「職務を怠つたものである」
と短絡せざるを得ず、この短絡を無意味な修飾語「明らかに」で埋
めようという空しい努力をしているのである。

Cの(4)

この項においても無意味な修飾語「明らかに」によつて怖ろしい
短絡を行なつている。この「怖ろしい短絡」に気づかぬものは自ら

らの生存の尊厳な事実を無化しようとしているのであり、何者とし
ても(「処分者として」を含む)、自立し得ていないことの証明で
ある。

Cの(1)(2)

「答弁に値しない」と処分者が述べていることこそ、本件処分を
処分者が自らの恣意的価値判断にのみ基いて行なつたことの何より
の証拠であり「慎重に行なつた」(答弁書第二A)とする審査の「
慎重さ」の本質を暴露しているものである。

坂本守信

申入書

(昭和四五年第一九三三三号事案)

- 一、審理会場の控室使用料について、a、当事者が払うという根拠、
前例があるか、b、第三日は使用してないし、第五日も午後一
時半に審理がうち切られているから、使用料は減るのか、c、審
理会場、控室を歯科医師会館に限定するかどうか、の諸点に対す
る公平委員会の見解を示されたい。
- 二、重層する闘争に深い関連をもつ人事院の第二回審理を、どのよ
うなかたちで続行あるいは中断させるつもりか、回答されたい。
- 三、裁判の公判調書にまたる審理調書の入手方法を公表されたい。
- 四、民事裁判で大学側が提出している書類によれば、処分者は処分
発令に先立つて人事院から懲戒手続進行の承認をえた、という記

述があるが、その法的根拠と、今回の審理の関係を説明されたい。
五、第一回審理の経過をふまえて六月に提出した反論書(その一)
に続く反論書を提出する予定であるが、その取扱い、期限など
について連絡されたい。

一九七一・八・三

請求者 松下 昇

人事院公平委員会御中

公平 五六一

昭和四六年八月十二日

松下 昇 殿

人事院公平委員長

「甲入書」について (回答)

あなたから、八月三日付申入書で照会のあつた件について、次の
とおり回答します。

- 一、審理の際の控室の借用料について
公平審査における費用については、人事院規則一三一の第六四
条に、①公平委員、書記、調査員、公平委員会が職権で喚問した証
人、鑑定人の旅費、②公平委員会が職権でした証拠調べに關する費
用、③人事院公平委員会が文書の送付に要した費用を除くほかは、
それぞれ当事者の負担とする旨の規定があり、ご照会の請求者側の
控室使用料は上記三項目中には含まれていません。また、前例につ
いては、地方での審理の場合、従来から、当事者控室の使用料は、

すべて使用した当事者が負担しています。

二、今後の審理について

先の審理の打切りに至った経緯にかんがみ、その取扱いについて目下人事院としても検討中です。

三、先の審理の記録書について

おおむね一〇月ごろにはできあがる見込です。記録書の閲覧等は、公平委員長の許可を得て行なうことができることになっていきます。

四、懲戒手続進行の承認と公平審理との関係について

刑事裁判所に係属中の事件に関する懲戒手続進行についての人事院の承認と、同一事件に関する公平審理とは全く別個の手続であつて、両者の間に関係はなく、これは本件事案の審理の場合にも何ら異なりません。

五、反論書(その二)の提出について

前記二のような状況にあるので、現時点では格別期限を指定しませんが、審理が終るまでは特に時期に遅れた場合はほか提出さなければ受理することになっています。

なお、照会事項中当公平委員会の関与しないものについては当院近畿事務局から回答します。

以上

一九七一。八。八

松下 昇

(不可視のバリケード開始二周年)に

○ 旭八事V裁判

△ V裁判の第四回公判が一〇月一日午後一時におこなわれることになりましたが、三月一〇日の第三回公判以後の永続的休庭の意味を少くとも次の方向を含みつつ追求していくつもりです。

a、八一〇九V哲学の休講(九月七、八、九日に集中講義)、七月

六日の生協総代選挙の第四回投票数(二対一。二進法の世界像)、七月一九日に始まった人事院審理の打ち切り(八月三日、上原君の勾留理由開示裁判との共通性)などに表現されている問題との対決。

b、八一〇九V闘争で起訴された橋本、上原両君に対する第一回公判(九月三日午前一時)までに、各仮装被告から△ V裁判との統一公判要求書を提出(ひとまず、私のところへ集めて、マス・プリアします。)と同時にn八事V闘争の統一的展開の媒介とする。

○ 民八事V裁判

研究室問題に関して権力が設定した二重の裁判に対して

a、妨害排除事件(第一回、七月八日)については、原告、被告の位置づけを通じて訴状の成立不可能性を主張し、次回(一〇月二一日午後三時半)までに、この点をめぐる国家の答弁書を提出させることを裁判長に約束させました。

b、仮処分事件(第一回、七月十四日)については、前記裁判よりも早い速度で裁判を進行させることにより、国家II法の時間性の矛盾をひきだす方針です。次回は九月一〇日午後一時。

七月十四日の裁判所構内で、上原君が、六月の橋本君と同じ容疑で令状逮捕され、私から、人事院に対して代理人かつ証人としての出席を要求したにもかかわらず、その後現在に至るまで勾留

されています。

○ 人八事V院審理

七月一九日―二三日の△五日間Vに提起された問題は、n八事V闘争の総体の再把握をしている怖しさをもっており、直ちに言語化することは困難ですけれども、八月中旬に、ある手ごたえにもとずいて総括表現をおこないます。それは同時に、各参加者の総括表現を不可欠の条件とします。

この数ヶ月、n八事Vのうちの、いくつかの共同的な問題を提起報告してきたのですが、本来△私Vの闘争は、あらゆる位相の幻想過程II現実過程を自在に昇降しうるものとして存在し続けているので、いままで表現しきれなかつた膨大な、なにものかを苛酷に…:…していきます。

徳島大学医学部から

懲戒処分停職六ヶ月を受けて

徳大・医・栄養化学 山本光代

皆様に訴える！

徳島大学評議会による一九七一年六月二十八日付の懲戒。六ヶ月停職を、六月三〇日、北村学長から、別紙の審査説明書と共に言いわたされました。この間、大学での一教師としての私の良心にもとづいて行ってきた、学生と共に生き、研究者、科学者として考えてきた生活をふり返り、この突然の宣告に新しい怒りと大学のもはやあるべき姿を失った現状に深い悲しみを感ずる次第であります。

私は徳島大学医学部栄養科学教室において主として自然界の生物の「生命の存在様式」を、特に「進化現象」を中心に生化学的手段をもちいて、観察、研究し、教育に従事してきました。極く平凡な一教師です。六八、六九年学園闘争がおこる中で多くの学生が提起した、学問、研究、科学、医療、教育についての問題を私なりにまじめに考え、そしてこれらが「たてまえ」としてあるものと、現実の大学の中においてあるところの「実際の姿」、それを行つている研究者、医師、科学者たちの「ほんね」との間の深いみぞ、あるいはそれを指摘しそのあるべき姿を追求してきました。こうした対立や分裂は歴史的必然ではあれ、その中に新しい統一の動きを汲み取

り、止揚していく努力を実践的に試みるのが教育者としての私の役割であると考へて行動して参りました。それはある時は病院の医療形態への批判や改善要求、医学部教授会の公開要求であつたし、安部一沖闘争の一環としての学生ストライキ支援であつたわけですが。それらで私は考えられる限りの方法、ハンガーストライキ、ピケッティング、デモンストレーション、クラス討論の要求、大衆団交の要求を行つてきました。これらは憲法でも認められている、ごく普通の個人の思想表現の方法であると思ひます。人間の機械化、疎外、公害等々の進む絶望的な今日、一八世紀以来の近代合理主義に身をまかせきつてきた科学者が人類の未来をめざして人間であるために行動することは全く当然のことであり決して特別な非日常的行動ではないし、ましてや大学の治安を乱すものではありません。私が行つたことこそ、国家公務員として、教師として人間にふさわしいものであつたと確信しています。

今、半年の研究。教育の停止、生活費の剝奪がこのように無名の生活者としての私に何を意味するか、多くの説明を要しないと思ひます。

陳述の機会に、非公開、一時間、事実行為についてだけというきわめて思想の自由を制限したものであります。このような形で処分を行つたとしても決して従来からの大学問題の解決はありません。ここに、このような徳大評議会の無責任、ファッショ的弾圧に対して抗議の行動をおこしていたたきたいと思ひます。

審査説明書

| | | | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------|
| (氏名) | 山本 光代 | (所属部局) | 徳島大学医学部 |
| (官職) | 文部教官 助手 | (職務の等級) | 教育職俸給表(一) 四等級 |
| (処分の種類および程度) | 懲戒・停職六月 | (根拠法規) | 国家公務員法第八二条第一号、第二号および第三号、人事院規則一〇二〇第二条 |
| (審査の理由) | 上記の者(以下「同人」という。)は昭和四四年五月三〇日から同四五年六月一六日までの間に別紙のような行爲をした。 別紙(三枚) 上掲の諸行爲は、いずれも国家公務員の諸規定に違反し、国立大学教官としてふさわしくない行爲といわざるを得ない。 よつて、国家公務員法第八二条第一号、第二号および第三号ならびに人事院規則一〇二〇第二条の規定により懲戒処分として六月間停職することを相当と認める。 徳島大学評議会は、上記のとおり、学長から申し出があつたので教育公務員特例法第九条第一項の規定により審査することに決定した。よつて、この審査説明書を交付する。 | | |

徳島大学評議会 印

| | | | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------|
| (決定日付) | 昭和四六年六月二八日 | (交付日付) | 昭和四六年六月三〇日 |
| (教示) | 教育公務員特例法第九条第二項の規定により、この審査説明書を受領した後一四日以内に、徳島大学評議会に対して請求した場合は、口頭または書面で陳述する機会が与えられます。 | | |

別紙

1. 授業の妨害行爲

(1) 教養部の授業を妨害した行爲

ア、昭和四四年八月二五日同人は、「〇授業再開阻止」をスロ一ガンに教養部正門前に集まつた全学共闘会議準備委員会および医学部共闘会議の約三〇人の学生中にまじり、午前八時二〇分ごろからベンチ。立看板を使つて、教養部正門を封鎖して、一般学生の入構を阻止しようとし、丸山教養部長の撤去命令にも応じないばかりか、これを撤去しようとした教職員に対し抵抗した。

イ、昭和四五年六月一五日前八時二〇分ごろから同九時四〇分ごろまで同人は、全共闘系学生二〇数人とともに教養部二号館(Ｂ棟)入口階段を立看板。ロープ等をもつて封鎖し、教官および一般学生の入室を阻止した。このため、当日の授業は、中止せざるを得なかつた。

なお、同人は、翌一六日も午前八時三〇分ごろから同九時四〇分ごろまで前日向横学生約二〇人とともに授業を妨害し

ようとしたが、多数の教職員にはばまれたため、授業中の教室に向つてマイク放送を続けた集団に加わり、これを阻止しようとした教官にスクラムを組み妨害した。

(2) 医学部医学科専門課程第一年度の授業を妨害した行為

昭和四四年一〇月一六日医学部医学科専門課程第一年度学生に対する午前八時三〇分から同一〇時三〇分までの第一時限講義（生化学、担当勝沼信彦教授）開始前、すでに講義室（基礎第一講義室）にはいつていた同人と大学院生一人は、授業再開に反対し、学生との討論集会を要求して、勝沼教授の退室命令ならびに学生総意による退室要求を無視して約三〇分にわたり授業を妨害した。さらに引き続き同一〇時四〇分から午後〇時三〇分までの第二時限講義（生理学、担当宮本博司助教）においても、前記両者のほかに大学院生一人が加わり、学生との討論集会を要求して、約四〇分にわたり授業を妨害した。

2、各種の妨害行為

(1) 医学部教授会を妨害した行為

昭和四四年五月三〇日午後三時五分からの臨時教授会において、開会直後、同人を含む学生ら多数の入場者が「教授会公明の申し合せ」を無視して、会議場に入場したため、議長（岡医学部長事務取扱）は、教授会を休会し、入場者の退場を繰り返し要請したが、聞きいられないまま、翌日午前二時過ぎとなり、ついに教授会は流会のやむなきにいたつた。その後、同人らは会場出口に座り込み教授らの退場を約一時間半阻止した。さらに同年六月二六日午後三時一〇分からの定例教授会にお

いて傍聴者のうち、同人を含む学生ら若干名は、「教授会公開の申し合せ」の白紙撤回および全面公開を議題として緊急採択せよと迫り、その怒声は、議長（福井忠孝教授）の制止にもかかわらず、議事の進行とともに喧嘩の度を増し、会議の続行が不能となり、同六時過ぎ審議を打ち切り閉会のやむなきにいたつた。同人は、これらの教授会妨害の行為において、常に主要な役割を演じていた。

(2) 岡医学部長事務取扱に対する大衆団交強要、医学部教授会流会およびそれに続く医学部長室占拠に關する行為

昭和四四年一〇月九日午後二時五〇分ごろ、医学部長室に同人をはじめ学外者を含む学生ら二〇数人の者が事前連絡なく突然侵入し、岡医学部長事務取扱に医学部広報および封鎖排除に關する自己反省などについて、大衆団交にせよと迫つた。岡医学部長事務取扱は、再三にわたり教授会に出席のため、医学部長室を出たいと主張したが聞きいれず、また、連絡のため入室しようとする教授を締め出し、同人をはじめ数人の者は大衆団交の要求を繰り返し返した。このため同三時から開催予定の教授会は一時延期され、ついに流会のやむなきにいたつた。

一方岡医学部長事務取扱は、執ような大衆団交強要に屈することなく、「大衆団交には応じられない。」旨を繰り返し応答することのみであつたが、同三時四〇分ごろ数人の教授が妨害を排して入室したところ、岡医学部長事務取扱が極度の疲労状態にあると見受けられた。そこで、ただちに油谷教授を招き診療を求めたところ岡医学部長事務取扱は、高血圧状態にあることが判明し、入院の必要ありと認められたので、同四時ごろ附属病院

に入院した。

その後も居残つた同人らは、教授の退室要求にも応ぜず「岡が大衆団交に應ずるまでは出ないぞ。」と医学部長室占拠の意志を表明し、ロッカー。机などでドアを封鎖し、ついにそのまま占拠するにいたつた。翌々一〇月一日岡医学部長事務取扱名で医学部長室の退去命令が発せられたがこれにも応ぜず、同年一二月二日排除されるまで占拠を続けた。

なお、この期間中の一〇月二二日午後七時三〇分ごろ同人が医学部長室から出てきたところを確認されており、前後の事情から、かなり長時間室内にいたことは確実である。

(3) 学長候補者推せん委員選挙妨害の行為

昭和四四年一〇月一日の医学部における学長候補者推せん委員選挙の投票に際して、投票開始の午前一〇時ごろ同人は、学生数人らとともに、投票場である医学部第二会議室の入口にスクラムを組み、投票者が投票しようとするのを執ように妨害した。

このため、投票することができなかつた者について、後日追加投票の措置をとらざるを得ない事態を招いた。

この行為により、同年一〇月四日に予定されていた学長選挙管理委員の選出もおくれ、学長選挙に關する一連の事務停滞を招く結果となつた。

(4) 入学式の実施を妨害しようとした行為

昭和四五年四月一日の入学式当日、午前八時三〇分から同十一時までの間、医学部および薬学部構内におけるデモ行為、ヘルメット着用、マイク使用などに関し、学長の禁止命令が発

せられていた。それにもかかわらず、同九時ごろから全共闘と称する同人を含む学生ら一三人がヘルメットを着用し、マイクで放送をはじめ、立看板二枚を立てデモを開始した。その後数を増し、約二〇人が同九時四〇分ごろから入学式粉砕を叫びながら、入学式を妨害する目的で式場に当てられた大塚講堂正面に迫り、数回にわたつて突入しようとしたが、教職員にはばまれ目的を果しえず、同九時五〇分ごろ学生会館本分館に引きあげた。

3、その他の行為

ハンガーストライキと称する行為

前記二の(2)に關連して、岡医学部長事務取扱に対する大衆団交をあくまで強要しようとする同人は、女子学生一人とともに昭和四四年一〇月一〇日午後一時ごろから、医学部基礎医学本館東入口壁に「岡学部長代行に団交を要求してハンガーストライキを続ける。」というアジ文書をはりつけ、その前の歩道上で寝袋にぐるまつたまま横臥するなどの状態を続けた。多数の教官が同人に對し、同行を中止するよう説得あるいは通告したが聞きいれず、同年一〇月一三日午後一時ごろまでこの状態を続けた。

なお、この行為は、同人に對し、すでに発せられていた学会への出張命令（昭和四四年一〇月九日から同年一〇月一三日まで、東北大学）に従わずに行なわれたものである。

昭和四十六年六月二八日

山本光代 殿

徳島大学評議会

陳述の請求について(通知)

あなたが陳述の請求をされる場合は、下記事項を厳守し、別紙様式第一の陳述請求書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、昭和四十六年七月一四日までに徳島大学長あて親展で送付願います。

なお、参考人を要請される場合は、別紙様式第二の参考人要請書に必要事項を記入のうえ、陳述請求書に添付し、送付して下さい。

記

- 1、口頭陳述について
 - (1) 陳述は、非公開であつてあなた以外の者の出席は一切認めません。
 - (2) 陳述は、審査説明書にかかげる事実関係について不服を述べることが原則となつておりますのであらかじめご承知ください。
 - (3) 陳述の時間は、一時間以内とします。
- 2、書面陳述について

陳述の字数は、一〇、〇〇〇字(四〇〇〇字詰原稿用紙二五枚)以内とします。
- 3、陳述に必要な記録その他関係資料がまれば陳述請求書に添付し、送付して下さい。

徳大評議会、教官を六ヶ月

停職処分にする!

六月三〇日、午後三時医学部長四方教授は、栄養科助手山本教官を召喚し、「四四年八月二五日から四六年六月一六日までの別紙の如き行動と行為は、国家公務員としてふさわしくないものであつたので六月二八日臨時評議会において六ヶ月停職の懲戒処分を決定した」ことを伝え別紙の審査説明書を手渡そうとした。同席は井上(権)評議員、名取栄化教授、本部人事係長その他一名であつた。

山本教官はこれに対して、任命権者である学長からの書類の手交を要求し、また医学部長及び井上評議員に対し、如何なる根拠にもとずき処分が行なわれるのかを質問した。しかしこれに対して両人からの明確な回答は得られず、唯一致して「行為が公務員としてふさわしくない」と判断したからである」と言うのみであつた。六九M闘争において彼等自身が黒ヘルメットにコン棒を手にして行なつた暴力行為は大学教官にふさわしい行為であると言うのであろうか? 因に山本教官が四四年七月、大黒教授に首をしめられた、あるいは四四年十一月学部長選阻止闘争において四方教授自身に、両腕を圧迫されて内出血した。これらの行為をどう思うのかと問うたのに対して、四方教授は「首をしめても国家公務員法違反にはならない。私が山本さんの手をにぎつても日公法違反にはならない(婦女暴行罪になるのか!!)などの暴言を吐いた。そして「私を処分するならば、そのように誰かが申し出ればよい」などとうそぶいた。

六月三〇日午後三時四五分、本部学長室において、北村学長から正式に別紙書類が手交され、全く同じ「行為と行動がふさわしくないと判断したから」と言う理由であつた。それに対し「いかなる判断に基づくのか」を問いたされたのに対して、北村学長は、質問の意味すら理解出来ない状況で、唯「別紙にもいろいろ書いてあるでしよう」と無責任な発言を行った。

これに対してこのような処分決定は不当であること、いかなる審議過程で決定されたのかを質問したが、しかし彼らの回答の無責任さは、日公法に違反であると判断したからを繰り返すだけであり、また発議したのは誰かという問いに対し、学長と学部長が互いに発議の責任を——実際は北村学長自身が医学部教授会に対して調査依頼(四五年一〇月)、その結果報告が四六年二月に行われた——回避し合う発言をおこなつた。北村は「医学部から調査報告が提出され、医教授会が違法と判断したので評議会に私がかつたのですよ」「あわは一〇月でしたかね」などとその無責任と不謹慎な態度ははなはだしい。四方、井上。名取教授はそれに対して一切黙否して学長の前では忠実な末端管理者であることを示した。従つて確認されることは、医学部教授会で違法と判断し、評議会が処分を相当すると決定したことである。北村学長の弾圧政治に対して医学部教授会が全面的に協力したことであり、六九年の学園闘争の中で問われた彼ら研究者・医師の果たすべき責任とはまさにこうした形で結晶したのである。

総括的に要点を整理すると、

この処分は六九年に提起された大学における教育学問思想の問題、医療機関としての大学病院の諸問題を何ら解決していくものではない。

く、むしろそれに責任的に参加し、その努力をつづけているもの口をとどすものである。要するに思想弾圧なのだ。

山本さんを守る会